

様式目次

第1 農地法第3条関係

様式第1-1号	農地法第3条の規定による許可申請書	P 1
様式第1-2号	農地法第 条許可申請整理簿	P 1 8
様式第1-3号	農地法第3条の規定による許可書	P 1 9
様式第1-4号	農地法第3条の規定による不許可（却下）指令書	P 2 0
様式第1-6号	耕作状況確認書	P 2 1
様式第1-6-2号	耕作状況確認申請書に係る現況等確認書	P 2 5
様式第1-7号	農地等利用計画書	P 2 6
様式第1-8号	（参考）営農計画書	P 2 7
様式第1-9号	委任状	P 2 9
様式第1-10号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書	P 3 1
様式第1-10-2号	農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書	P 3 2
様式第1-10-3号	農地法第3条第1項の規定による届出受理通知書	P 3 4
様式第1-11号	農地等の利用状況報告書	P 3 6
様式第1-12号	農地法第3条の2第1項の規定による勧告書	P 3 9
様式第1-12-2号	農地法第3条の2第2項第1号（第2号）に 該当することによる許可取消	P 4 0
様式第1-13号	農地法第3条の3の規定による届出書	P 4 2
様式第1-13-2号	農地法第3条の3の規定による届出受理通知書	P 4 4

第2 農地所有適格法人

様式第2-1号	農地所有適格法人報告書	P 4 5
様式第2-2号	農地所有適格法人要件確認書	P 4 9
様式第2-3号	農地法第6条第2項の規定による勧告書	P 5 3
様式第2-4号	農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員、 農地利用最適化推進委員または職員 の身分証明	P 5 4
様式第2-5号	立入調査結果報告書	P 5 5

第3 農地法第4条および第5条関係（知事許可）

様式第3-1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請書	P 5 6
様式第3-1-2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請書 （建築条件付売買予定地）	P 5 8
様式第3-2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書	P 6 0
様式第3-2-2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書 （建築条件付売買予定地）	P 6 2
様式第3-3号	農地法第 条第1項の規定による許可申請に係る意見書	P 6 4
様式第3-4号	農地法第4条第1項の規定による許可書	P 6 6
様式第3-4-2号	農地法第4条第1項の規定による許可書 （営農型等太陽光：一時転用：新規）	P 6 8

様式第3-4-3号	農地法第4条第1項の規定による許可書 (営農型等太陽光：一時転用：継続) ……………	P 7 0
様式第3-4-4号	農地法第4条第1項の規定による許可書 (建築条件付売買予定地) ……………	P 7 2
様式第3-5号	農地法第5条第1項の規定による許可書 ……………	P 7 4
様式第3-5-2号	農地法第5条第1項の規定による許可書 (営農型等太陽光：一時転用：新規) ……………	P 7 6
様式第3-5-3号	農地法第5条第1項の規定による許可書 (営農型等太陽光：一時転用：継続) ……………	P 7 8
様式第3-5-4号	農地法第5条第1項の規定による許可書 (建築条件付売買予定地) ……………	P 8 0
様式第3-6号	農地法第4条(5条)の規定による不許可(却下)指令書…	P 8 2
様式第3-7号	被害防除策等概要書 ……………	P 8 3
様式第3-8号	資材置場・駐車場等事業計画書 ……………	P 8 5
様式第3-9号	農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書 ……	P 8 9
様式第3-10号	事業計画書(認定電気通信事業者等) ……………	P 9 1
様式第3-11号	農地転用相談処理カード ……………	P 9 2
様式第3-12号	資金計画書 ……………	P 9 3
様式第3-13号	農地復元計画書 ……………	P 9 4
様式第3-14号	埋戻しおよび農地復元誓約書 ……………	P 9 5
様式第3-15号	農地転用申請状況一覧……………	P 9 8
様式第3-16号	農地法施行規則第29条第4号等の規定に該当するか否かの 検討を求める申出書 ……………	P 9 9
様式第3-17号	検討結果通知書 ……………	P 1 0 1
様式第3-18号	農地法施行規則第29条第4号等の規定に該当するか否かの 検討結果に対する意見聴取 ……………	P 1 0 2

第5 届出関係(市街化区域内の農地転用)

様式第5-1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 ……	P 1 0 3
様式第5-2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 ……	P 1 0 4
様式第5-3号	受理通知書 ……………	P 1 0 6

第6 農地転用許可後の処理

様式第6-1号	工事進捗状況報告書 ……………	P 1 0 7
様式第6-2号	工事完了届 ……………	P 1 0 8
様式第6-3号	進捗状況報告書(一時転用用) ……………	P 1 0 9
様式第6-4号	農地復元完了届(一時転用用) ……………	P 1 1 0
様式第6-5号	進捗状況報告書(砂利(土)採取を目的とする一時転用用)…	P 1 1 1
様式第6-6号	埋戻しおよび農地復元完了届 (砂利(土)採取を目的とする一時転用用) ……	P 1 1 2
様式第6-7号	事業実施状況報告書 ……………	P 1 1 3
様式第6-8号	転用遅滞案件等状況調査書 ……………	P 1 1 4

様式第6-9号	農地転用許可後の転用事業進捗状況報告書（従前許可用）	・	P 1 1 5
様式第6-10号	工事進捗状況報告書（従前許可用）	・	P 1 1 7
様式第6-11号	農地転用事業計画変更申請書（事業承継者なし）	・	P 1 1 8
様式第6-12号	農地転用事業計画変更申請書（事業承継者あり）	・	P 1 2 0
様式第6-13号	農地転用事業計画変更申請書（権利変更の場合）	・	P 1 2 2
様式第6-14号	農地転用事業計画変更申請に係る意見書	・	P 1 2 4

第7 農地等の賃貸借の解約等（農地法第18条）

様式第7-1号	農地法第18条第1項第4号（第5号）の規定による届出書	・	P 1 2 5
様式第7-2号	農地法第18条第1項第4号（第5号）の 規定による届出受理通知書	・	P 1 2 7
様式第7-3号	農地法第18条第1項の規定による許可申請書	・	P 1 2 9
様式第7-4号	農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書	・	P 1 3 2
様式第7-5号	農地法第18条第1項の規定による許可書	・	P 1 3 4
様式第7-6号	農地法第18条第6項の規定による通知書	・	P 1 3 6

第8 和解の仲介

様式第8-1号	和解の仲介申立書	・	P 1 3 8
様式第8-2号	和解の仲介申立調書	・	P 1 3 9
様式第8-3号	和解の仲介の開始通知書	・	P 1 4 0
様式第8-4号	和解の仲介の開始通知書	・	P 1 4 1
様式第8-5号	和解の仲介の申出書	・	P 1 4 2
様式第8-6号	和解の仲介期日等の通知書	・	P 1 4 3
様式第8-7号	和解の仲介の打切り決定通知書	・	P 1 4 4
様式第8-8号	和解の仲介申立ての取下通知書	・	P 1 4 5
様式第8-9号	和解の仲介結果通知書	・	P 1 4 6
様式第8-10号	和解の仲介申立簿	・	P 1 4 7
様式第8-11号	和解調書	・	P 1 4 8
様式第8-12号	和解調書	・	P 1 4 9
様式第8-13号	和解の仲介記録簿	・	P 1 5 1

第9 違反転用に対する処理等

様式第9-1号	指導書（または通知書等）	・	P 1 5 3
様式第9-2号	違反転用事案報告書	・	P 1 5 4
様式第9-3号	勧告書	・	P 1 5 6
様式第9-4号	処分書	・	P 1 5 7
様式第9-4-2号	命令書	・	P 1 5 8
様式第9-5号	農地法第51条第1項第 号に基づく勧告、処分、 命令後の履行状況報告について	・	P 1 6 0
様式第9-6号	違反転用処理台帳（農地法第51条関係）	・	P 1 6 1
様式第9-7号	違反転用事案総括表	・	P 1 6 1

様式第9-8号	違反転用台帳	P 1 6 2
様式第9-9号	違反転用事案に関する情報の公表	P 1 6 3

第10 買受適格証明関係

様式第10-1号	買受適格証明願（法第3条許可関係）	P 1 6 4
様式第10-2号	買受適格証明願（法第5条届出関係）	P 1 6 5
様式第10-3号	買受適格証明願（法第5条許可関係）	P 1 6 7
様式第10-4号	買受適格証明書	P 1 6 9

第11 取下げ、取消し関係

様式第11-1号	農地法第 条許可申請の取下げ申請書	P 1 7 0
様式第11-2号	農地法第 条許可の取消し申請書	P 1 7 1
様式第11-3号	農地法第 条許可指令書の訂正申請書	P 1 7 2
様式第11-4号	農地法第 条許可の取り消されていない旨の証明申請書	...	P 1 7 3

第12 現況証明関係

様式第12-1号	現況証明申請書	P 1 7 4
様式第12-2号	現地調査報告書	P 1 7 5

第13 農地等の賃貸借契約

様式第13-1号	農地（採草放牧地）賃貸借契約書	P 1 7 6
様式第13-2号	農地（採草放牧地）賃貸借契約書（解除条件付契約）	P 1 8 0

第14 遊休農地に関する措置関係

様式第14-1号	利用意向調査書	P 1 8 4
様式第14-2号	所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について	..	P 1 8 7
様式第14-3号	公示	P 1 8 9
様式第14-3-2号	公示した旨の通知	P 1 9 0
様式第14-4号	農地法第32条第3項に基づく申出書	P 1 9 1
様式第14-5号	農地法施行規則第78条第2号に基づく申出書	P 1 9 2
様式第14-6号	農地法施行規則第78条第3号に基づく申出書	P 1 9 3
様式第14-7号	農地法第35条第1項に基づく通知	P 1 9 4
様式第14-8号	農地法第36条第1項の規定に基づく勧告書	P 1 9 5
様式第14-9号	農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書	..	P 1 9 6
様式第14-10号	農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書	P 1 9 7
様式第14-11号	農地中間管理権の設定の裁定に関する通知書	P 1 9 8
様式第14-12号	農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書	P 1 9 9
様式第14-13号	農地中間管理権の裁定通知書（申請者あて）	P 2 0 0
様式第14-14号	農地中間管理権の裁定通知書（農地の所有者あて）	P 2 0 1
様式第14-15号	農地法第41条第1項に基づく通知	P 2 0 3
様式第14-16号	利用権の設定に関する裁定の申請書	P 2 0 4

様式第14-17号	利用権の裁定通知書	P 2 0 5
様式第14-18号	農地法第41条第3項の規定に基づく公告	P 2 0 7
様式第14-19号	農地法第42条第1項の規定に基づく措置命令書	P 2 0 8

第17 法定協議

様式第17-1号	農地法第4条第8項の規定による協議書	P 2 1 0
様式第17-2号	農地法第5条第4項の規定による協議書	P 2 1 1
様式第17-3号	法定協議事前調整申出書	P 2 1 3
様式第17-4号	農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく 協議に関する事前調整について（回答）	P 2 1 4
様式第17-5号	農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく 協議について（回答）	P 2 1 5

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 様

当事者

<譲渡人>

住所

氏名

<譲受人>

住所

氏名

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他の使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格または 特別永住者	在留期間および 在留期間の満了 の日	認定経営発 展法人(該 当する場合 には○)
譲受人								

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額 (円) { 10a 当たりの額 }	所有者の氏名 または名称 (現所有者の氏名または 名称(登記簿と異なる場合))	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 または名称
				{ /10a }	{ }		

3 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

--

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款または寄付行為の写しを添付（独立行政法人および地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）および在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定または移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付したうえで、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の3は、権利を設定または移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期および終期ならびに当該水田の表作および裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者またはその世帯員等が所有権等を有する農地および採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」および「借入地」には、現に耕作または養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (m²)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作または養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作または養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者またはその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数および配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の 面積(m ²)								

(2) 大農機具または家畜

数量	種類				
	確保しているもの	所有			
リース					
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有				
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数および配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

- ④ 配置の状況（所有者または借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名と記載してください。）

市町村	氏名	居住地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定または移転しようとする土地までの平均距離または時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係(本人または世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作または養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地または採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作または養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、または質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等またはその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草または家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者またはその世帯員等の権利取得後における耕作または養畜の事業が、権利を設定し、または移転しようとする農地または採草放牧地の周辺の農地または採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作または養畜の事業への支障等について記載してください。)

II 使用貸借または賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、または、その者またはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用および甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。(様式第13-2号の契約書を参考にしてください。)

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員または重要な使用人のうち、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事する者の氏名および役職名ならびにその法人の行う耕作または養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作または養畜の事業への従事状況

その法人が耕作または養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）
年 か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）またはこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合もしくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地または採草放牧地の権利を取得しようとする場合、または、農業協同組合もしくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利もしくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究または農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を公用または公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センターまたは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会または農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合または森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその行う森林の経営またはこれらの法人の直接もしくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取または育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛または肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成して供給し、またはその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人または一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人または一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業およびこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人または地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社または西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地または採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権または専用利用権の侵害（第20条および第25条参照）	有 ・ 無

(4) 麻薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作または養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、もしくは使用および収益を目的とする権利を設定し、または農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②および③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)および3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の(2)、(3)および(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙2）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績または見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない 事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績または見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名または 名称	住所または主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格 または特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積		農業への年間従 事日数		農作業委託 の内容
						権利の 種類	面積 (㎡)	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者(1)以外の者)

氏名または名称	住所または主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格ま たは特別永 住者	議決権の数	
				株主総会	種類 株主総会

	議決権の数		議決権の割当	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿または株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」および「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号および第4号関係>

3 理事、取締役または業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 または特 別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 または特 別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1)その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬または販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置および運営ならびに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2)農業と併せ行う林業

(3)農事組合法人が行う共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業

2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作または養畜の事業および関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作または養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名または名称および株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「議決権の数」および「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2（1）農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利または賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利または賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主または出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

農地法第 条許可申請整理簿

申請 月 日	受付 月 日 (番号)	権利の 内 容	譲受人(借人)	申 請 地			委員会	送 付 月 日	指令または処分					
			譲渡人(貸人)	所在地	地 目	面 積	審議月日 意 見		指 令 区 分	指 令 月 日	指 令 番 号	交 付 月 日	受 領 印	

農地法第3条の規定による許可書

申請日 年 月 日

申請者 譲渡人(貸人)氏名(名称)

譲受人(借人)氏名(名称)

下記農地(採草放牧地)について

}	所 有 権 賃 借 権 使用貸借による権利 その他使用収益権()	}	を	}	設定(期間 年間) 移 転	}	することを許可する。
---	--------------------------------------------	---	---	---	------------------	---	------------

記

1 申請者の氏名等	当 事 者		氏 名		年 齢	職 業	現 住 所		備 考	
	譲 渡 人 (貸 人)									
	譲 受 人 (借 人)									
2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等	所 在	字	地 番	地 目		面 積 (㎡)	対 価 または 賃 料 等 の 額 (10a 当 た り の 額)(円)	所 有 者 の 氏 名 ま た は 名 称	所 有 権 以 外 の 使 用 収 益 権 が 設 定 さ れ て い る 場 合	
				登 記 簿	現 況				権 利 の 種 類、内 容	権 利 者 の 氏 名 また は 名 称

農業委員会指令第 号
年 月 日

農業委員会会長

教 示

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法第19条第2項に規定する事項(審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)正副2通を福井県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市(町)を被告として(訴訟において市(町)を代表する者は市(町)農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農業委員会指令 第 号

申請人 譲渡人（貸人）住 所
氏 名

譲受人（借人）住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった農地法第3条第1項の規定による許可申請については、下記の理由により許可しない。（却下する。）

年 月 日

農業委員会会長

記

1 土地の表示

所在・地番	地目		面積	備考
	登記簿	現況		

2 理由

教示

1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を福井県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市（町）を被告として（訴訟において市（町）を代表する者は市（町）農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

耕作状況確認申請書

年 月 日

農業委員会会長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

耕作状況確認書利用目的 _____

世帯員等の状況

世帯員等氏名	年齢	申請者との続柄
(申請者)		本人

※世帯員等とは、住居および生計を一にする親族等をいう。
(農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。)

上記世帯員等が下記のとおり耕作していることを確認願います。

記

1 耕作地

現況地目	自作地(所有地)	借入地(所有地以外)	計	備考
田	m ²	m ²	m ²	
畑	m ²	m ²	m ²	
計	m ²	m ²	m ²	

※「借入地」とは、申請人または申請人の世帯員等が、所有権以外の使用および収益を目的とする権利（賃借権等）に基づいて耕作している農地をいう。

2 貸付地

現況地目	貸付地(所有地)	貸付地(所有地以外)	計	備考
田	m ²	m ²	m ²	
畑	m ²	m ²	m ²	
計	m ²	m ²	m ²	

※「貸付地（所有地以外）」とは、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地をいう。

3 遊休農地等

所 在	現況地目	面積	耕作していない理由
		m ²	
		m ²	
		m ²	

※「遊休農地等」とは、「農地法第32条第1項各号に規定する遊休農地」又は「違反転用農地」のことです。遊休農地等が存在する場合には、各筆明細書（所在地番、地目、地積、類型（遊休農地、違反転用農地の別）等の記載があるもの）を添付してください。

上記のとおり相違ないことを確認しました。

第 号

年 月 日

農業委員会会長

様式 1 - 6 号 [参考様式例 1]

第 号
年 月 日

〇〇市農業委員会会長 様

□□農業委員会会長

〇〇氏が耕作権等を有する農地または
採草放牧地に係る情報の提供依頼について

別添写しのとおり農地法第 3 条許可申請書を提出している〇〇氏より、貴農業委員会管内に〇〇氏またはその世帯員等（農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいう。）が農地法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる権利（耕作権等）を有する農地または採草放牧地が所在しているとの申出がありました。

つきましては、当該農地の情報についてご報告くださるようお願い申し上げます。

様式 1 - 6 号 [参考様式例 2]

耕作農地等情報の報告書

第 号

年 月 日

□□町農業委員会会長 様

○○農業委員会会長

年 月 日付け 第 号で依頼があった○○氏およびその世帯員等（農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいう）が当農業委員会管内において農地法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる権利を有する農地または採草放牧地は、次のとおりであることを報告します。

現況地目	自作地 (所有地)	借入地 (所有地以外)	貸付地 (所有地)	貸付地 (所有地以外)	計	遊休農地等の有無
田	m ²	有・無				
畑	m ²	有・無				
	m ²	有・無				
	m ²	有・無				
計	m ²					

※ 1 「貸付地（所有地以外）」とは、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の括弧書きに該当する土地です。

※ 2 「遊休農地等」とは、「農地法第 32 条第 1 項各号に規定する遊休農地」又は「違反転用農地」のことです。遊休農地等が存在する場合には、各筆明細書（所在地番、地目、地積、類型（遊休農地、違反転用農地の別）等の記載があるもの）を添付してください。

様式 1 - 6 号 [参考様式例 3]

年 月 日

〇〇市農業委員会 様

□□農業委員会

農地等権利移動連絡票

〇〇氏およびその世帯員等（農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいう）の耕作農地等の情報提供にご協力賜り誠にありがとうございました。

この度、別添の写しのとおり、農地等の権利移動がありましたのでご連絡いたします。

（許可書等の写しを添付）

耕作状況確認申請書に係る現況等確認書

1 現況の確認

確 認 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
確 認 者 氏 名	
現 況 の 詳 細	

2 耕作者の確認（現況が耕作されている場合に記入）

確 認 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
確 認 相 手 先	
確 認 者 氏 名	
確 認 の 内 容	

3 総合意見

--

※申請者および申請者の世帯員等が所有等を行っているすべての農地について確認する。

※「世帯員等」とは農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。

農地等利用計画書

年 月 日

住 所
氏 名 (名称)

1 申請農地等の利用計画 (今回申請する農地について記入する。)

(1) 交通条件

申請地までの距離	時 間	通作方法	道路状況
km	分		

(2) 主たる従農者氏名

(3) 営農計画

- ① 利用形態 (例: 水田、畑作等)
- ② 作付種類 (例: 米、野菜 (ダイコン等) 等)
- ③ 予定収穫量

(4) 農作業の従事日数

- ア 耕起、元肥 (日)
 - イ 播種 (田植え) (日)
 - ウ 除草、追肥、農薬、水管理 (日)
 - エ 収穫、運搬 (日)
 - オ その他 () (日)
 - カ その他 () (日)
- (合計 日)

(5) 年間販売方法 (例: ○○農協に出荷する。○○商店に出荷する。)

2 土地取得のための資金計画

自己資金 円
借入金 円
合計 円

営農計画書

住所

氏名

農地法第3条許可申請地を取得した後は、当該農地を含め、すべての農地について下記のとおり農業経営を行います。また、耕作放棄、転売、転用等はいたしません。

記

1 営農計画の概要

(1) 現在の経営状況および年間販売高等

(2) 申請地を取得した後の具体的な営農計画、予定収穫量、年間販売計画等

2 農業以外の事業を行っている場合は、その概要と時間的な営農の可否

3 取得しようとする農地に必要とする所要労働力および重要な作業方法等

(1) 播種および植付けの方法

(2) 水管理等一般管理の方法

(3) 施肥、除草等の方法

(4) 病虫害発生等に係る薬剤散布の方法

(5) 収穫の方法

(6) 出荷の方法

4 本人・世帯員等の営農の経験、技術の習得状況、研修等の受講状況および今後の受講等の見込み

5 本人・世帯員等の営農に対する意欲および営農継続の意思

6 営農に必要な機械・農舎等の所有状況等

(1) 機械・農舎等の所有状況

(2) 営農に必要な機械の運転・操作経験・能力

委任状

年 月 日

委任者

譲受人（借人）（第 4 条の場合は申請人）

住 所

氏 名

譲渡人（貸人）（第 4 条の場合は空欄）

住 所

氏 名

次の行政書士を代理人と定め下記の事項を委任します。

代理人

住 所

氏 名

電話番号

登録番号

記

○ 委任事項

次に掲げる農地に係る農地法第 $\left[\begin{matrix} 3 \\ 4 \\ 5 \end{matrix} \right]$ 条第 1 項に規定する許可申請手続に関する一切の権限

所	在	字	地番

以下余白

委任状

年 月 日

委任者

譲受人 (借人) (第 4 条の場合は申請人)

住 所 福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

氏 名 福井 太郎

譲渡人 (貸人) (第 4 条の場合は空欄)

住 所 福井市大手 3 丁目 1 7 - 2

氏 名 福井 花子

次の行政書士を代理人と定め下記の事項を委任します。

代理人

住 所 福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1

氏 名 行政書士 福井 太郎

電話番号 0 7 7 6 - 2 1 - 1 1 1 1

登録番号 1 2 3 4 5 6 番

記

○ 委任事項

次に掲げる農地に係る農地法第 (3) 4 5 条第 1 項に規定する許可申請手続に関する一切の権限

所 在	字	地番
福井市大手 3 丁目	1 7	1
福井市大手 3 丁目	1 7	2
以下余白		

以下余白

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名
譲渡人 住所
氏名

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	所有者 氏名	所有権以外の使用および収益を目的とする権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者の 氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

(記載要領)

- 1 本文には所要の権利および設定、移転の別を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「権利を設定し、または移転しようとする契約の内容」は、権利を設定または移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類および額、契約期間等を記載してください。

農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

譲受人（受託者）

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名

譲渡人（委託者）住所

氏名

下記農地（採草放牧地）の農地中間管理権（経営受託権）を取得したいので、農地法第3条第1項第14号の2の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	所有者 氏名	所有権以外の使用および収益を目的とする権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者の 氏名	権利の種類、内容	

3 取得しようとする権利の種別（以下のうち該当するものに印を付してください。）

- 農地中間管理権（賃借権）
- 農地中間管理権（使用貸借による権利）
- 農地中間管理権（所有権（農地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するもの））
- 経営受託権

4 権利の取得に係る契約の内容

(記載要領)

- 1 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所在名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 2 記の3の「取得しようとする権利の種別」には該当する権利にレ点を記載してください。
- 3 記の4の「権利の取得に係る契約の内容」は、権利を設定または移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類および額、契約期間等を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

農業委員会会長

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号（第14号の2）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権 利 の 設 定 または移転の別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日
年 月 日

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、 年 月 日にその効力が生じたので通知します。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第 255 条の 2 の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法第 19 条第 2 項に規定する事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を福井県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、 市（町）を被告として（訴訟において市（町）を代表する者は 市（町）農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地等の利用状況報告書

年 月 日

農業委員会会長 様

住所
氏名

{ 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定または移転を受けた }

農地(採草放牧地)について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。
記

1 { 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者 }

氏名	住所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (または栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員または重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作または養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款または寄附行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地または採草放牧地の周辺の農地または採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員または重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作または養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作または養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作または養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作または養畜の事業に関する権限および責任を有する者をいいます。

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

番 号
年 月 日

住所
氏名 様

農業委員会会長

あなたが農地法第3条の2第1項第〇〇号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第3条第1項の許可を取り消しますので御留意願います。

記

1 農地(採草放牧地)の所在等

所在・地番	地 目		面積 (m ²)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第3条の2第1項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

住所
氏名 様

農業委員会会長

年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第 3 条第 3 項の規定の適用を受けた同条第 1 項の許可について、同法第 3 条の 2 第 2 項第 1 号(第 2 号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の住所、氏名

譲渡人(設定者)	住所
	氏名
譲受人(被設定者)	住所
	氏名

2 許可を取り消す農地等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 農地法第 3 条の 2 第 2 項第 1 号(第 2 号)に該当する事由

(記載要領)

- 1 本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法第 255 条の 2 の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法第 19 条第 2 項に規定する事項(審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、

総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。) を記載しなければなりません。) 正副 2 通を福井県知事に提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、
市(町)を被告として(訴訟において
市(町)を代表する者は
市(町)農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第3条の3の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、〇〇により〇〇を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

- 1 権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者

- 2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

- 3 権利を取得した日

年 月 日

- 4 権利を取得した事由

- 5 取得した権利の種類および内容

- 6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由および権利の種類を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 4 権利を取得した者が連名で届出をする場合は、届出者の住所及び氏名をそれぞれ記載してください。また、記の1の「権利を取得した者の氏名等」は必要に応じ、行を追加をしてください。
- 5 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 6 記の4の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割および包括遺贈および相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 7 記の5の「取得した権利の種類および内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。また、共有物として農地又は採草放牧地の権利を取得した場合であつて、届出者以外にも共有者がいるときは、その人数を記載してください。なお、人数がわからない場合は、その旨を記載してください。
- 8 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地または採草放牧地について、第三者への所有権の移転または賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

届出者 住所
氏名

農業委員会会長

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3の規定による届出についてはこれを受理したので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 権利を取得した者として届出があった者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理したので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。

農地所有適格法人報告書

年 月 日

農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地
名称および代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称および代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有・無
	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農 業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績			
翌事業年度の計画			

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)		
報告対象年度の1年前(実績)		
対象報告年度(実績)		
翌事業年度の計画		

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名または 名称	住所または主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格 または特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積		農業への年間従事 日数		農作業委託 の内容
						権利の 種類	面積 (㎡)	直近実績	翌事業年 度の計画	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者(1)以外の者

氏名または名称	住所または主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格ま たは特別永 住者	議決権の数	
				株主総会	種類 株主総会

	議決権の数		議決権の割当	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿または株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」および「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係および第4号関係

(1) 理事、取締役または業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 または特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の 計画	直近実績	翌事業年度の 計画

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 または特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の 計画	直近実績	翌事業年度の 計画

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬または販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置および運営ならびに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業

2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50% を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50% を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作または養畜の事業および関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名または名称および株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第 16 条の 5 に規定する提携事業者該当する構成員の氏名または名称に○を付してください。

5 「議決権の数」および「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地集積円滑化団体または農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積」の「面積 (㎡)」欄には、その構成員が農地集積円滑化団体または農地中間管理機構に使用貸借による権利または賃借権を設定している農地等のうち、当該農地集積円滑化団体または農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利または賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2、3 及び 4 の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2 の翌事業年度の計画、3 の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに 4 の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者に限る。）。国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。なお、4 の (2) については、4 の (1) の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売 上 高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
構 成 員 数	総 数	()	()	()	
	農地提供者 ①	()	()	()	
	農業常時従事者 ②	()	()	()	
	農作業委託者 ③	()	()	()	

	農地中間管理機構 ④	()	()	()
	市町村・農業協同組合等 ⑤	()	()	()
	承認会社（投資円滑化法第10条） ⑥	()	()	()
	議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権）	()	()	()
	関連事業者等（基盤法第13条第2項） ⑦	()	()	()
	①～⑦以外の者 ⑧	()	()	()
	提携事業者（基盤法第16条の5）	()	()	()
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農業・農作業従事者の状況	理事等の総数			
	うち農業に常時従事する構成員数 ⑨			
	うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数 ⑩			
	（⑩が「0人」の場合） 農作業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				
備 考				

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社または持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作または養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬または販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置および運営ならびに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」および「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高および今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に株主総会における議決権の数（会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合は、当該種類株主総会における議決権の数をさらに括弧書きで記載。以下同じ。）を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハおよびニに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号へに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「承認会社（投資円滑化法第10条）」欄は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会または農林中央金庫または株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「関連事業者等（基盤法第13条第2項）」欄は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

「提携事業者（基盤法第16条の5）」欄は農業経営基盤強化促進法第16条の5に該当する者の数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に議決権の数を記載する。

9 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農作業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限および責任を有する使用人をいう。）のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11 農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数および理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
農地所有適格法人の名称および代表者の氏名 様

農業委員会会長

農地法第 6 条第 2 項の規定による勧告書

貴法人が農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなるものないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第 6 条第 3 項の規定に基づき、その所有する農地または採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあっせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第 2 条第 3 項各号に該当しないと認められる事由
- 2 講ずべき必要な措置の内容

表

第 号	農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員、 農地利用最適化推進委員または職員の身分証明書 氏 名： 生年月日： 年 月 日
上半身 前向写真	上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。 発 行 者： 発行年月日： 年 月 日
(押出スタンプ)	印

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第35条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買
収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規
定する推進委員をいう、次項において同じ。）又は職員に法人の事務所そ
の他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分
を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)

立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名
- 2 調査実施年月日
- 3 調査場所
- 4 調査内容
(調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)
- 5 判明した事実関係
(調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
- 6 確認された不適正事項
(要件を満たしていない事項または要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容および調査結果について報告する。

年 月 日

農業委員会会長 様

調査担当者 農業委員会 氏名

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

県（市町）受付印	福井県知事 市町長 様 申請者 氏 名	年 月 日 市町農委受付印
----------	----------------------------------	----------------------

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所												
	都 道 郡 町												
	府 県 市 村			番 地									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者 の氏名	市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別					
			登記簿	現 況									
	計			㎡ (田		㎡ 畑		㎡)					
3 転用計画	(1)転用事由の詳細		用 途		事由の詳細								
	(2)事業の操業期間または施設の利用期間		年 月 日から 年間										
	(3)転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要		第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)		第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計				
	工事 計画	名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	
		土地造成											
		建築物											
		小 計											
		工作物											
		小 計											
		計											
4 資金調達についての計画	必要 経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費		千円	建築費等 合 計		千円	資金 内訳		自己資金 借入金	千円	その他 合 計	千円
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要													
6 その他の参考となるべき事項	都市計画法上の開発行為の許可			不要	・ 必要 (申請日 年 月 日)								
	盛土規制法上の工事の届出または許可			不要	・ 必要 (申請日 年 月 日)								
	その他許認可(許認可名) 不要	・ 必要 (申請日 年 月 日)								

添付書類 (該当に○印を付ける)

- 1 土地の登記事項証明書 2 実測図 3 位置図 4 付近図 5 地籍図 6 配置図 7 施設図 8 取水・排水計画図 9 資材置場・駐車場等事業計画書
 10 周辺農地への被害防除策を示した書面 11 土地改良区の意見書 12 合意解約の通知の写しまたは小作人の同意書 13 地役権者、仮登記権者の同意書
 14 道路・水路の管理者の意見書 15 所有者の同意書 16 資金計画書 17 融資証明書または残高証明書 18 法人の登記事項証明書
 19 法人の定款、寄附行為、規約または規則 20 許認可書(申請書)の写し 21 その他参考資料

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨ならびに同法第29条および第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨および同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨および建築物が同法第34条第1号から第10号までまたは都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為および建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨およびその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

県（市町）受付印

市町農委受付印

福井県知事
市町長

様

申請者 氏 名

年 月 日

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所																		
	都 道			郡			町			番地									
	府 県			市			村												
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積 (㎡)	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別											
				登記簿	現 況														
	計			㎡ (田		㎡ 畑		㎡)											
3 転用計画	(1)転用事由の詳細		用 途				事由の詳細												
			特定建築条件付宅地造成 (○区画)																
	(2)事業の操業期間または施設の利用期間		年 月 日から 年間																
	(3)転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要		工事 計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計							
				名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)					
			土地造成	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/						
建築物			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/							
小 計			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/							
工作物	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
小 計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/									
4 資金調達についての計画	必要経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費		千円	建築費等 合 計		千円	千円	資金 内訳		千円	自己資金 借入金		千円	千円	その他 合 計		千円	千円
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要																			
6 その他の参考となるべき事項	<p>都市計画法上の開発行為の許可 不要 ・ 必要 (申請日 年 月 日)</p> <p>盛土規制法上の工事の届出または許可 不要 ・ 必要 (申請日 年 月 日)</p> <p>その他許認可(許認可名) 不要 ・ 必要 (申請日 年 月 日)</p> <p>(1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者または当該農地転用事業者が指定する建設業者(建設業者が複数の場合を含む。(2)において同じ。)と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内(農地転用事業者と土地購入者の売買契約締結後おおむね3月以内)に建築請負契約を締結することを約する。</p> <p>(2) (1)の農地転用事業者または農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを当事者間の契約書において規定する。</p> <p>(3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設する。</p>																		

添付書類 (該当に○印を付ける)

- 1 土地の登記事項証明書 2 実測図 3 位置図 4 付近図 5 地籍図 6 配置図 7 施設図 8 取水・排水計画図 9 資材置場・駐車場等事業計画書
 10 周辺農地への被害防除策を示した書面 11 土地改良区の意見書 12 合意解約の通知の写しまたは小作人の同意書 13 地役権者、仮登記権者の同意書
 14 道路・水路の管理者の意見書 15 所有者の同意書 16 資金計画書 17 融資証明書または残高証明書 18 法人の登記事項証明書
 19 法人の定款、寄附行為、規約または規則 20 許認可書(申請書)の写し 21 その他参考資料(転用事業者と土地購入者の一般的な土地売買契約書案を含む。)
 ※6、7については、全区画についての標準的な建物の面積、位置等の表示を含む図面とする。また、転用事業者自ら住宅を建設する場合の1棟分の標準的な図面を添付。
 ※16、17については、原則、宅地造成を行う資力及び信用に加え、全区画を転用事業者自ら住宅を建設する場合に必要な資力等があることを証する書面とする。

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨ならびに同法第29条および第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨および同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨および建築物が同法第34条第1号から第10号までまたは都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為および建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨およびその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

県（市町）受付印 福井県知事 市町長	様 申請者 譲受人（借人） 氏名 譲渡人（貸人） 氏名	市町農委受付印 年 月 日
------------------------------	----------------------------------------------	----------------------

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）{

 の所有権を移転
 に賃借権を設定
 に使用貸借権を設定

}
 したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所									
	譲受人 (借人)		都道	郡	町	番地						
	譲渡人 (貸人)		府県	市	村							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・市街 化調整区域・その 他の区域の別			
				登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名 または名称				
	計		㎡ (田	㎡ 畑	㎡ 採草放牧地	㎡)						
3 転用計画	(1)転用の目的			(2)権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細								
	(3)事業の操業期間または施設の利用期間				年 月 日から 年間							
	(4)転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事 計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)			第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計		
			名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)
		土地造成										
		建築物										
小計												
工作物												
小計												
計												
4 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期			権利の存続期間		そ の 他		
			設定	移転	年 月 日	年 月 日		年 月				
5 資金調達についての計画	必要経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費	千円	建築費等 合計	千円	資金 内訳	自己資金 借入金	千円	その他 合計	千円	千円	
6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要												
7 その他の参考となるべき事項	都市計画法上の開発行為の許可			不要	必要 (申請日 年 月 日)							
	盛土規制法上の工事の届出または許可			不要	必要 (申請日 年 月 日)							
	その他許認可(許認可名) 不要	必要 (申請日 年 月 日)							

添付書類 (該当に○印を付ける)

- 1 土地の登記事項証明書 2 実測図 3 位置図 4 付近図 5 地籍図 6 配置図 7 施設図 8 取水・排水計画図 9 資材置場・駐車場等事業計画書
 10 周辺農地への被害防除策を示した書面 11 土地改良区の意見書 12 合意解約の通知の写しまたは小作人の同意書 13 地役権者・仮登記権者の同意書
 14 道路・水路の管理者の意見書 15 所有者の同意書 16 資金計画書 17 融資証明書または残高証明書 18 法人の登記事項証明書
 19 定款、寄附行為、規約または規則 20 許認可書(申請書)の写し 21 その他参考資料

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」および「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1および2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1および別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨ならびに同法第29条および第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨および同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨および建築物が同法第34条第1号から第10号までまたは都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為および建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨およびその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	
					m ²			
計		m ² (田		m ² 畑	m ² 採草放牧地		m ²)	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

県(市町)受付印

市町農委受付印

福井県知事
市町長

様

申請者
譲受人(借人) 氏名

譲渡人(貸人) 氏名

年 月 日

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)

の所有権を移転
に賃借権を設定
に使用貸借権を設定

したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所									
	譲受人(借人)		都道	郡	町	番地						
	譲渡人(貸人)		府県	市	村							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・市街化 調整区域・その他の 区域の別			
				登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名ま たは名称				
計		㎡ (田	㎡ 畑	㎡ 採草放牧地	㎡)							
3 転用計画	(1)転用の目的 特定建築条件付宅地造成(○区画)			(2)権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細								
	(3)事業の操業期間または施設の利用期間			年 月 日から 年間								
	(4)転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)			第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計		
			名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)
		土地造成										
		建築物										
小計												
小計												
計												
4 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		そ の 他			
			設定 移転		年 月 日		年 ヶ月					
5 資金調達についての計画	必要経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費	千円	建築費等 合計	千円	資金内訳	自己資金 借入金	千円	その他 合計	千円		
6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要												
7 その他の参考となるべき事項	都市計画法上の開発行為の許可			不要・必要(申請日 年 月 日)								
	盛土規制法上の工事の届出または許可			不要・必要(申請日 年 月 日)								
	その他許認可(許認可名)) 不要・必要(申請日 年 月 日)								
	(1)当該土地について、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、当該農地転用事業者または当該農地転用事業者が指定する建設業者(建設業者が複数の場合を含む。(2)において同じ。)と土地購入者が当該土地に建設する住宅について一定期間内(農地転用事業者と土地購入者の売買契約締結後おおむね3月以内)に建築請負契約を締結することを約する。 (2)(1)の農地転用事業者または農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者が、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを当事者間の契約書において規定する。 (3)農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設する。											

添付書類(該当に○印を付ける)

1 土地の登記事項証明書 2 実測図 3 位置図 4 付近図 5 地籍図 6 配置図 7 施設図 8 取水・排水計画図 9 資材置場・駐車場等事業計画書

10 周辺農地への被害防除策を示した書面 11 土地改良区の意見書 12 合意解約の通知の写しまたは小作人の同意書 13 地役権者・仮登記権者の同意書

14 道路・水路の管理者の意見書 15 所有者の同意書 16 資金計画書 17 融資証明書または残高証明書 18 法人の登記事項証明書

19 定款、寄附行為、規約または規則 20 許認可書(申請書)の写し 21 その他参考資料(転用事業者と土地購入者の一般的な土地売買契約書案を含む。)

※6、7については、全区画についての標準的な建物の面積、位置等の表示を含む図面とする。また、転用事業者自ら住宅を建設する場合の1棟分の標準的な図面を添付。

※16、17については、原則、宅地造成を行う資力及び信用に加え、全区画を転用事業者自ら住宅を建設する場合に必要な資力等があることを証する書面とする。

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」および「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1および2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1および別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨ならびに同法第29条および第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨および同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨および建築物が同法第34条第1号から第10号までまたは都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為および建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨およびその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 ㎡	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・ その他の区域 の別
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名 又は名称	
計	㎡ (田	㎡ 畑	㎡ 採草放牧地	㎡)				

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所		氏名						
		譲渡人	住所		氏名 外名						
	申請に係る土地	所在地番	市 町 外 筆 郡 村								
		地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡	
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること。)		申請に係る土地の所在する区域		市街化区域 市街化調整区域 その他の区域						
	工事計画		着工年月日		完了年月日						
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分				申請 条 項	条 項	農 地	採草放牧地	その他		
	許可基準に定める農地の区分の該当事項					法第4条	所有権に基づく転用	㎡			
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件および周辺の市街地化の状況を記載すること)						その他()	㎡			
	転用候補地内の農地の区分別面積およびその全体に占める割合		農用地区域内農地	甲種農地		第1種農地	第2種農地	法第5条	所有権移転	㎡	㎡
			面積	㎡	㎡	㎡	㎡		賃借権設定・移転	㎡	㎡
			割合	%	%	%	%		地上権設定・移転	㎡	㎡
			第3種農地		農地の合計面積		(参考)全体面積		その他()	㎡	㎡
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡						
	割合		%	%	%	%					
	検討事項		意見		意見決定の理由		手 続 の 状 況				
1 農地の区分と転用目的 申請農地が甲種農地、第1種農地または第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由		適 当	不 適 当			法第18条	合意解約	法第18条第6項 通知書受領済	当事者 協議中		
2 資力および信用		適 当	不 適 当				処 理 経 過	申請	年 月 日		
3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況		あ り	な し			農業委員会受付		年 月 日			
4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実			意見決定	年 月 日				
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		確 実	不 確 実			知事に送付	年 月 日				
6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実			指令書接受	年 月 日				
7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当			知事の処分	許 可	一部許可	不 許 可		
8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性		適 当	不 適 当				条件付	無条件			
9 周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り			年 月 日					
10 農地の利用の集積への支障の有無		な し	あ り								
11 一時転用である場合にはその妥当性		適 当	不 適 当								
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了								
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産					
	申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)							
		都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類 決定なし								
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内 振興地域外 (告示 年 月 日)								
		農用地区域決定の有無	農用地区域内 農用地区域外 (決定 年 月 日)								
総合意見											
許可が相当と認められる場合に付すべき条件											

福井県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有・無
意見の概要	

(記載要領)

- 1 「申請に係る土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」および「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地または第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 6 「福井県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して福井県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、福井県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の福井県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

農地法第4条第1項の規定による許可書

申請日 年 月 日

申請者 氏名

下記農地の転用を許可する。

記

1 申請者の住所等	住 所							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積 (㎡)	耕作者 の氏名	備 考
				登記簿	現 況			
計		㎡ (田		㎡ 畑		㎡)		
3 転用計画	転用事由 の詳細	用 途	事由の詳細					

福井県指令 第 号

年 月 日

福 井 県 知 事

1 許可の条件

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「工事進捗状況報告書」を提出し、許可に係る工事が完了したときは遅滞なく「工事完了届」を提出すること

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

(1) この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（留意事項）指定市町にあつては、下線の部分は、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

記載注意

※次の場合は、条件を次の条項とする。

《一時転用の場合》

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る農地への復元が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「進捗状況報告書」を提出し、農地への復元が完了したときは「農地復元完了届」を提出すること。

(3) 当許可に係る一時転用期間は、年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了までに農地に復元すること。

《砂利（土）採取を目的とする一時転用の場合》

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 本件許可の日から6か月を経過したときは「進捗状況報告書」を提出し、農地への復元が完了したときは「埋戻しおよび農地復元完了届」を提出すること。

(3) 当許可に係る一時転用期間は、年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了までに農地に復元すること。

《建築物の建築等を伴わない資材置場等を目的とする恒久転用の場合》

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「工事進捗状況報告書」を提出し、許可に係る工事が完了したときは遅滞なく「工事完了届」を提出すること

(3) 「工事完了届」の提出のあった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること。

※次の場合は、教示を次のとおりとする。

《4ヘクタールを超える転用許可の場合》

(1) この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福井県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、金沢市広坂2丁目2番60号北陸農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁および関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については、上記（1）の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（留意事項） 指定市町にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「福井県知事」、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

農地法第4条第1項の規定による許可書（営農型等太陽光：一時転用：新規）

申請日 年 月 日

申請者 氏名

下記農地の転用を許可する。

記

1 申請者の住所等	住 所							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積 (㎡)	耕作者の氏名	備 考
				登記簿	現 況			
計		㎡ (田		畑		㎡)		
3 転用計画	転用事由の詳細	用 途	事由の詳細					

福井県指令 第 号
年 月 日

福 井 県 知 事

1 許可の条件

《 営農型太陽光発電設備の一時転用の場合 》

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- (5) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年2月末までに報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (6) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合もしくは確保されないと見込まれる場合、または営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。また、営農型発電設備を改築する場合には、あらかじめ報告すること。
- (8) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合または営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (9) 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

《 法面等への太陽光発電設備の一時転用の場合 》

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 本地を維持および管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置および利用されること。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- (5) 法面等の状況を、毎年2末日までに報告すること。
- (6) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合または生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (7) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合もしくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合または太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- (8) 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、または許可条件に違反したときは、農地法第5条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

(1) この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第5条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

様式第 3 - 4 - 2 号

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項) 指定市町にあつては、下線の部分は、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

農地法第4条第1項の規定による許可書（営農型等太陽光：一時転用：継続）

申請日 年 月 日

申請者 氏名

下記農地の転用を許可する。

記

1 申請者の住所等	住 所							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積	耕作者の氏名	備 考
				登記簿	現 況	(㎡)		
	計		㎡ (田 畑 ㎡)					
3 転用計画	転用事由の詳細	用 途	事由の詳細					

福井県指令 第 号
年 月 日

福井県知事 西川 一 誠

1 許可の条件

《 営農型太陽光発電設備の一時転用の場合 》

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- (4) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年2月末までに報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (5) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (6) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合もしくは確保されないと見込まれる場合、または営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。また、営農型発電設備を改築する場合には、あらかじめ報告すること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合または営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (8) 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

《 法面等への太陽光発電設備の一時転用の場合 》

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 本地を維持および管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置および利用されること。
- (4) 法面等の状況を、毎年2末日までに報告すること。
- (5) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合または生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (6) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合もしくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合または太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- (7) 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、または許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

(1) この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記（1）の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 - 4 - 3 号

なお、上記（１）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第4条第1項の規定による許可書

申請日 年 月 日

申請者 氏名

下記農地の転用を許可する。

記

1 申請者の住所等	住 所							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地 目		面積	耕作者 の氏名	備 考
				登記簿	現 況	(㎡)		
	計 ㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)							
3 転用計画	転用事由 の詳細	用 途		事由の詳細				
		特定建築条件付土地 (○区画)						

福井県指令 第 号

年 月 日

福井県知事

1 許可の条件

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「工事進捗状況報告書」を提出し、許可に係る工事が完了したときは遅延なく、「工事完了届」を提出すること。

また、「工事進捗状況報告書」には①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても記載すること。

(3) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後または当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

(1) この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項) 指定市町にあつては、下線の部分は、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

(建築条件付売買予定地)

記載注意

※次の場合は、教示を次のとおりとする。

《4ヘクタールを超える転用許可の場合》

(1) この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福井県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、金沢市広坂2丁目2番60号北陸農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁および関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項) 指定市町にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「福井県知事」、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

農地法第5条第1項の規定による許可書

申請日 年 月 日

申請者
譲受人(借人) 氏名

譲渡人(貸人) 氏名

転用のため下記農地(採草放牧地)

の所有権を移転
に賃借権を設定
に使用貸借権を設定

することを許可する。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名		住所					
	譲受人 (借人)								
	譲渡人 (貸人)								
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		備考
				登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名 または名称	
	計	㎡	(田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡)	
3 転用計画	(1)転用の目的			(2)権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細					

福井県指令 第 号

年 月 日

福井県知事

1 許可の条件

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「工事進捗状況報告書」を提出し、許可に係る工事が完了したときは遅滞なく「工事完了届」を提出すること。

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

(1) この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団体もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項) 指定市町にあつては、下線の部分は、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

様式第3-5号

記載注意

※次の場合は、条件を次の条項とする。

《一時転用の場合》

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る農地への復元が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「進捗状況報告書」を提出し、農地への復元が完了したときは「農地復元完了届」を提出すること。

(3) 当許可に係る一時転用期間は、年月日から年月日までとし、期間満了までに農地に復元すること。

《砂利（土）採取を目的とする一時転用の場合》

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 本件許可の日から6か月を経過したときは「進捗状況報告書」を提出し、農地への復元が完了したときは「埋戻しおよび農地復元完了届」を提出すること。

(3) 当許可に係る一時転用期間は、年月日から令和年月日までとし、期間満了までに農地に復元すること。

《建築物の建築等を伴わない資材置場等を目的とする恒久転用の場合》

(1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「工事進捗状況報告書」を提出し、許可に係る工事が完了したときは遅滞なく「工事完了届」を提出すること

(3) 「工事完了届」の提出のあった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること。

※次の場合は、教示を次のとおりとする。

《4ヘクタールを超える転用許可の場合》

(1) この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福井県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、金沢市広坂2丁目2番60号北陸農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁および関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については、上記（1）の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（留意事項） 指定市町にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「福井県知事」、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

農地法第5条第1項の規定による許可書（営農型等太陽光：一時転用：新規）

申請日 年 月 日

申請者
譲受人(借人) 氏名

譲渡人(貸人) 氏名

転用のため下記農地（採草放牧地）
の所有権を移転
に賃借権を設定
に使用貸借権を設定 することを許可する。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名		住所						
	譲受人 (借人)									
	譲渡人 (貸人)									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		備考	
				登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名 または名称		
	計	㎡	(田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡)		
3 転用計画	(1)転用の目的			(2)権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細						

福井県指令 第 号
年 月 日

福井県知事

1 許可の条件

◀ 営農型太陽光発電設備の一時転用の場合 ▶

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- (5) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年2月末までに報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (6) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合もしくは確保されないと見込まれる場合、または営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。また、営農型発電設備を改築する場合には、あらかじめ報告すること。
- (8) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合または営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (9) 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

◀ 法面等への太陽光発電設備の一時転用の場合 ▶

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 本地を維持および管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置および利用されること。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- (5) 法面等の状況を、毎年2月末日までに報告すること。
- (6) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合または生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (7) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合もしくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合または太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- (8) 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

様式第3-5-2号

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、または許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

(1) この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（留意事項） 指定市町にあつては、下線の部分は、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

農地法第5条第1項の規定による許可書（営農型等太陽：一時転用：継続）

申請日 年 月 日

申請者
譲受人(借人) 氏名

譲渡人(貸人) 氏名

転用のため下記農地（採草放牧地）
の所有権を移転
に賃借権を設定
に使用貸借権を設定 することを許可する。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名		住所					
	譲受人 (借人)								
	譲渡人 (貸人)								
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	字	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		備考
				登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名 または名称	
	計	㎡ (田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡)		
3 転用計画	(1)転用の目的			(2)権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細					

福井県指令 第 号
年 月 日

福井県知事

1 許可の条件

《 営農型太陽光発電設備の一時転用の場合 》

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- (4) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年2月末までに報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (5) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (6) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合もしくは確保されないと見込まれる場合、または営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。また、営農型発電設備を改築する場合には、あらかじめ報告すること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合または営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (8) 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

《 法面等への太陽光発電設備の一時転用の場合 》

- (1) 当許可に係る一時転用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 本地を維持および管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置および利用されること。
- (4) 法面等の状況を、毎年2月末日までに報告すること。
- (5) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合または生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (6) 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合もしくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合または太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- (7) 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

2 注意事項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、または許可条件に違反したときは、農地法第5条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

様式第 3 - 5 - 3 号

(1) この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福井県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については上記（1）の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(建築条件付売買予定地)

様式第3-5-4号

農地法第5条第1項の規定による許可書

申請日 年 月 日

申請者
譲受人(借人) 氏名

譲渡人(貸人) 氏名

転用のため下記農地(採草放牧地)

の所有権を移転に賃借権を設定に使用賃借権を設定

することを許可する。

記

Table with 3 main sections: 1. Party's residence, 2. Land location and area, 3. Transfer plan. Includes columns for name, address, land location, area, and transfer purpose.

福井県指令 第 号
年 月 日

福井県知事

1 許可の条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
(2) 許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに「工事進捗状況報告書」を提出し、許可に係る工事が完了したときは遅延なく、「工事完了届」を提出すること。
(3) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後または当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

2 注意事項

- (1) 当許可は特定建築条件付売買予定地(平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」とするための農地転用許可とします。
(2) 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工および完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定により、その許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

3 教示

- (1) この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団体もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。
(2) この処分については上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(建築条件付売買予定地)

(留意事項) 指定市町にあつては、下線の部分は、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

記載注意

※次の場合は、教示を次のとおりとする。

《4ヘクタールを超える転用許可の場合》

(1) この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2第1項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)に記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福井県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、金沢市広坂2丁目2番60号北陸農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁および関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

(2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項) 指定市町にあつては、下線の部分は記載しないこと。また、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「福井県知事」、「福井県」は「市町」、「福井県知事」は「市町長」と記載すること。

福井県指令第 号

申請人 譲受人 住 所
氏 名

譲渡人 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった農地法第 条第1項の規定による許可申請については、
下記の理由により許可しない。(却下する。)

年 月 日

福井県知事

記

1 許可申請のあった土地の表示

所在・地番	地 目		面 積	備 考
	登記簿	現 況		

2 理 由

教 示

1 この処分不服があるときは、行政不服審査法第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

被害防除策等概要書

1 転用計画

①目的

②建設計画概要

2 用排水計画

①取水方法 上水道 井戸 その他 ()

②排水処理方法

ア 汚水・生活雑排水の処理方法

a. 処理方法

合併浄化槽 単独浄化槽 公共下水道 その他 ()

b. 処理後の放流先

農業用用水路 農業用排水路 農業用排水路 道路側溝

普通河川 その他 ()

イ 雨水の処理方法

a. 処理方法

溜桝 調整池 自然流下 その他 ()

b. 処理後の放流先

農業用用水路 農業用排水路 農業用排水路 道路側溝

普通河川 その他 ()

③関係維持・管理者の同意状況

()

3 隣接農地等への被害防除策（図面別添）

①隣接地への土砂流出等防止策（土地の造成を行う場合）

擁壁（ L型 土留 その他 ）設置

その他防止策（法面保護 緩衝地 防護柵 その他 ）設置

U字溝の設置 有 無

②ガス、湧水、粉じん、捨石、鉱煙等による被害の恐れ

有 無

有の場合の防除策

()

③日照、通風等の影響の有無 有 無

建物、構築物等は 側隣接農地から m、
側隣接農地から m離れて建築する。

④隣接農地の所有者等との調整状況

()

上記のとおり施工することを確約します。また、万一周辺農地等に被害を及ぼしたときには、当方で責任をもって解決します。

年 月 日

譲受人 住所
氏名

被害防除策等概要書

1 転用計画

- ①目的 建売分譲住宅
②建設計画概要 住宅〇〇棟 公園1区画

2 用排水計画

- ①取水方法 上水道 井戸 その他 ()
②排水処理方法
ア 汚水・生活雑排水の処理方法
a. 処理方法 合併浄化槽 単独浄化槽 公共下水道 その他 ()
b. 処理後の放流先
農業用用水路 農業用排水路 農業用排水路 道路側溝
普通河川 その他 ()
イ 雨水の処理方法
a. 処理方法
溜桝 調整池 自然流下 その他 ()
b. 処理後の放流先
農業用用水路 農業用排水路 農業用排水路 道路側溝
普通河川 その他 ()

③関係維持・管理者の同意状況

申請地に隣接している水路に進入路を設置する予定であるが、当該水路の管理者である〇〇土地改良区の同意を得ている。

3 隣接農地等への被害防除策（図面別添）

- ①隣接地への土砂流出等防止策（土地の造成を行う場合）
擁壁（ L型 土留 その他 () 設置
その他防止策（法面保護 緩衝地 防護柵 その他 () 設置
U字溝の設置 有 無
②ガス、湧水、粉じん、捨石、鉱煙等による被害の恐れ
有 無
有の場合の防除策
()
③日照、通風等の影響の有無 有 無
建物、構築物等は 西側隣接農地から 1.5 m、
側隣接農地から m離れて建築する。

④隣接農地の所有者等との調整状況

取水については、上水道、汚水排水は合併浄化槽で処理した上で農業用排水路に放流するが、関係土地改良区の同意を得ている。
西側は1m盛土するが、L型擁壁を施工し土砂流出等を防止する。
隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ている。

上記のとおり施工することを確約します。また、万一周辺農地等に被害を及ぼしたときには、当方で責任をもって解決します。

年 月 日

譲受人 住所
氏名

資材置場・駐車場等事業計画書

申 請 者

利 用 者

(※貸資材置場・貸駐車場等の場合)

[職業または業種：]

※ 貸資材置場・貸駐車場（利用者が特定されるもの）等の場合は、実際利用する者について記載すること。

※ 該当欄に書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。

1 現在保有または使用している資材置場、駐車場等の利用状況（今回申請分を除く）

所 在 地 (今回申請地以外)	敷 地 面 積	権利の種類	保管物件の 種類・数量	利用率	備考
	m ²			%	

※ 申請者（利用者）が現在保有し、または使用しているすべての資材置場または駐車場等について記載すること。

※ 「利用率」は、敷地面積のうち実際に使用している割合（例：100%、80%など）を記載すること。

※ 「今後の利用見込み」は、例えば借地で返還予定のもの、保管物件の種類・数量の変更を予定しているもの等について記載すること。

2 今回新たに資材置場・駐車場等を必要とする具体的理由

3 当該地を選定する理由

--

4 転用後の資材置場、駐車場等の利用の利用計画

所在地	保管物件の種類・数量	必要面積	備考
【今回申請地】		m ²	
【今回申請地以外の敷地】			
(附帯施設)			
合 計			

5 その他特記事項

--

【添付図面】

- ① 申請者（利用者）の事業所・住宅等と現有資材置場・駐車場および今回申請地との位置関係を説明する図面
- ② 現在の保有する敷地の利用状況、転用後の土地（申請地以外を含む）の利用計画を説明する図面
※どの場所に何を置くかを図面上に明確に表示する。

資材置場・駐車場等事業計画書

申請者 ○○○○

利用者 (株) □□□□

(※貸資材置場・貸駐車場等の場合)

[職業または業種: □□□業]

※ 貸資材置場・貸駐車場(利用者が特定されるもの)等の場合は、実際利用する者について記載すること。

※ 該当欄に書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。

1 現在保有または使用している資材置場、駐車場等の利用状況(今回申請分は除く)

所在地 (今回申請地以外)	敷地面積	権利の種類	保管物件の種類・数量	利用率	備考
○○町○○ ○○字○-○	m ² ○○	所有権	鋼管 ○○本	%	●本を今回申請地へ移動 転用許可後に所有者に返還予定 トラック□台は、今回申請地に集約し、空きスペースを資材置き場として使用予定
△△町△△ △△字△-△	△△	賃借権	トラック △台	100	
□□町□□ □□字□-□	□□	所有権	□□ □個 トラック □台 □□ □m ²	100	

※ 申請者(利用者)が現在保有し、または使用しているすべての資材置場または駐車場等について記載すること。

※ 「利用率」は、敷地面積のうち実際に使用している割合(例: 100%、80%など)を記載すること。

※ 「今後の利用見込み」は、例えば借地で返還予定のもの、保管物件の種類・数量の変更を予定しているもの等について記載すること。

2 今回新たに資材置場・駐車場等を必要とする具体的理由

※次は一例であり、実態に即して詳細に記入する。

(例1) 現有資材置場の一部が、別図のとおり道路拡幅工事により買収されるため、その不足分を確保する必要があるため。

(例2) 現有資材置場の賃借借の期限が○月で満了し、地主から返還を求められており、その不足分を確保する必要があるため。

(例3) 事業拡張により△△の分野に進出するため、会社の定款を変更したところであり、新たに▲▲を置くための資材置場が必要であるため。

(例4) 当初の見込みでは、1日当たり□□人の利用を見込んでいたが、実際には■■人の利用があり、現有の駐車場に入りきれない客が付近の道路や隣接店の駐車場に駐車して迷惑がかかっているため。

(例5) 会社の本社機能が本工場に統合されるため、本工場の従業員が◇◇人増加するが、そのうちの◆◆人が車による通勤を予定しており、現有の駐車場では▽▽台分不足するため。

3 当該地を選定する理由

※次は一例であり、実態に即して詳細に記入する。

- (例1) 資材を運搬する車の関係でOm以上の道路に面した●㎡以上の土地が必要であるが、工場の周辺でこれらの条件を満たす土地は当該地のみであるため。
- (例2) 会社と一体的に使用する必要があるが、当該地は会社の東側に隣接する土地であり、他の三方は既に住宅が建設されているとともに、近接する土地にも適地がないため。

4 転用後の土地（申請地を含むすべての敷地）の利用計画

所在地	保管物件の種類・数量	必要面積	備考
【今回申請地】 ●●町●● ●●字●-●	トラック ●台 鋼管 ●本 普通車（来客用） ●台 普通車（従業員用） ●台 砕石 ●㎡ 鋼管 ●本	●● m ²	トラックは、新規購入◎台 既存施設から移動□台 計●台 鋼管●本は既存施設から移動
【今回申請地以外の敷地】 ○○町○○ ○○字○-○ □□町□□ □□字□-□	鋼管 ○本 資材置場 ○㎡ □□ □個 資材置場 □㎡	○○ m ² □□ m ²	今回申請地への移動により発生したスペースを資材置場として利用
※駐車場の場合の例 <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等については、来客見込数、平均乗車人数、平均滞在時間等から算出した台数の根拠を記載する。 ・事業所等については、社員用、来客用、事業用に区分し、それぞれの台数の根拠を記載する。 			

5 その他特記事項

【添付図面】

- ① 申請者（利用者）の事業所・住宅等と現有資材置場・駐車場および今回申請地との位置関係を説明する図面
- ② 現在の保有する敷地の利用状況、転用後の土地（申請地以外を含む）の利用計画を説明する図面

※どの場所に何を置くかを図面上に明確に表示する。

年 月 日
福井県または市町名

申請者の住所・氏名	譲受人	住所		氏名					
	譲渡人	住所		氏名 外 名					
申請土地	所在・地番	市 郡 町 村		外 筆					
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			
権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
		設定・移転							
農地の区分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件および周辺の市街地化の状況を記載する)									
転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	(参考) 全体面積		
	面積	m ²							
	割合	%	%	%	%	%	100%		
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産			
申請農地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)				
	都市計画法第8条の地域地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
申請農地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)				
	農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)				
転用目的									
転用目的に係る事業または施設の概要	工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積				
	土地造成				m ²				
	建築物		棟	m ²	m ²				
	小計		棟	m ²	m ²				
	工作物		棟	m ²	m ²				
	小計		棟	m ²	m ²				
	合計		棟	m ²	m ²				
転用事業実施の確実性の概要および周辺の農地への被害防除措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項および説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- (1) 「農地の区分」欄には、運用通知第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地または第3種農地の別を記載する。
- (2) 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては、「運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- (3) 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においてはその概要」の欄については、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- (4) 「協議に際して特記すべき事項」欄については、知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

事業計画書

年 月 日
 認定電気通信事業者名
 (電気事業者名)

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要

- (1) 所在
- (2) 面積

田	畑	小 計	採草放牧地	その他	合 計

- 5 計画に関連する農業関係公共事業（事業ごとに記載）

- (1) 事業主体
- (2) 施行面積
- (3) 事業の種類
- (4) 施行の時期
- (5) 計画地に関する面積
- (6) 計画地に関する施設の種類、数量
- (7) その他

- 6 調整措置

- (1) 農業施設との調整措置
- (2) 受益面積減による調整措置
- (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
- (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

- 7 添付図

- (1) 事業概要図
- (2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を図示）

様式第 3 - 1 1 号

供 覧				担当者

農地転用相談処理カード

相談年月日			
相談の方法			
相談者	住所	(TEL)	
	氏名	(転用事業者、農地所有者、その他)	
相談内容		回答内容	
関係機関への 対応状況			
備考			

資金計画書

申請者 _____

内 訳	金 額	預入・借入先等	協議等の状況
自 己 資 金	千円		
	千円		
	小 計	千円	
借 入 金	千円		
	千円		
	千円		
小 計	千円		
そ の 他	千円		
	千円		
	小 計	千円	
合 計	千円		

(注) 「その他」の「預入・借入先」欄には、資金の詳しい内容についても記入する。

「協議等の状況」欄は、預金等の種類、事前審査や融資申込書の提出状況等について具体的に記入する。なお、別途「残高証明書」、「融資証明書」等を添付する場合は、「別添のとおり」と記載して差し支えない。

農 地 復 元 計 画 書

申請者氏名

(法第 5 条の場合は連署)

1 転用事業スケジュール

※復元工事の開始時期・完了時期についても明記する。

2 農地復元の方法

※資材等の搬入・搬出方法について記載し、ルート図を添付する。

※復元に当たり埋戻しを要する場合は、埋戻しに要する土砂の確保先を記載するとともに、地層断面図を添付する。

3 復元工事の費用負担

金額（内訳）

負担者

(注) 上記の事項が定められている貸人と借人の間の契約書の写しを添付する場合には、本計画書を省略しても差し支えない。

様式第3-14号(その1)

埋戻しおよび農地復元誓約書

年 月 日

福井県知事
市町長

様

申請者住所(所在地)
〃 氏名(名称)

保証人(名称)
(代表者)

下記土地表示の砂利採取について、農地法第5条第1項の許可の条件および下記2のとおり埋戻しおよび農地復元することを誓約します。

記

1 土地の表示

土地の所在	字	地番	地目	面積

2 埋戻しおよび農地復元計画

※記載例

表土は30cm、表土の下の第1層は粘質土の山土で100cm埋戻し、その下の第2層は山土で100cm埋戻し、その下から掘削深までの第3層は岩石土で埋め戻す。

様式第3-14号(その2)

埋戻しおよび農地復元誓約書

年 月 日

福井県知事
市町長

様

採取者住所(所在地)

〃 氏名(名称)

保証人住所(所在地)

〃 氏名(名称)

保証人住所(所在地)

〃 氏名(名称)

下記土地表示の砂利採取について、農地法第5条第1項の許可の条件および下記2のとおり埋戻しおよび農地復元することを誓約します。

なお、当該採取者が上記事項を履行しなかった場合は、これを代行することを連帯して保証します。

記

1 土地の表示

土地の所在	字	地番	地目	面積

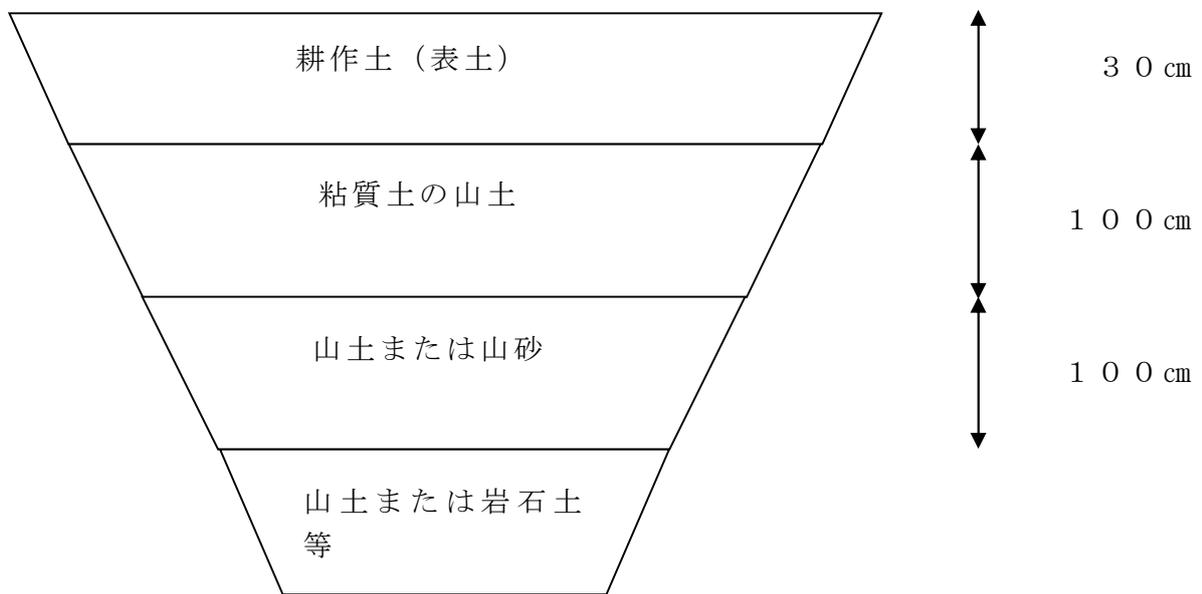
2 埋戻しおよび農地復元計画

※記載例

表土は30cm、表土の下の第1層は粘質土の山土で100cm埋戻し、その下の第2層は山土で100cm埋戻し、その下から掘削深までの第3層は岩石土で埋め戻す。

様式第 3 - 1 4 号
【記載例】

埋戻しおよび農地復元計画に係る地層断面図



様式第3-15号

農地転用申請状況一覧

譲渡人の氏名	権利の種類 設定・移転の別	土地の所在	字	地番	地目		面積 (㎡)	説明
					登記簿	現況		
計								

【記入例】

農地転用申請状況一覧

譲渡人の氏名	権利の種類 設定・移転の別	土地の所在	字	地番	地目		面積 (㎡)	説明
					登記簿	現況		
福井太郎	所有権 移転	福井市大手町	1	1	田	田	100	} 5条申請 1件目
福井太郎	所有権 移転	福井市大手町	1	2	田	田	200	
福井太郎	所有権 移転	福井市大手町	1	3	田	畑	300	
福井花子	賃借権 設定	福井市大手町	2	1	畑	田	100	} 5条申請 2件目
福井花子	賃借権 設定	福井市大手町	2	2	畑	畑	150	
福井花子	賃借権 設定	福井市大手町	2	3	田	田	300	
越前太郎	— —	福井市大手町	3	1	田	田	400	} 4条申請
越前太郎	— —	福井市大手町	3	2	田	畑	500	
越前太郎	— —	福井市大手町	3	3	田	田	100	
計							2,150	

様式第3-16号

農地法施行規則第29条第4号および第53条第4号および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求め
める申出書

年 月 日

〇〇市町長

様

〇〇農業委員会会長

申出者 氏名

地域計画の区域内において、下記により農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第29条第4号および第53条第4号および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当し、農地転用許可および農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討をお願いしたくその旨を申し出ます。

また、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続についても併せてお願いします。

記

1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等	氏 名		住 所		農業経営改善計画 認定年月日			
					年 月 日			
2 転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等	氏 名		住 所					
3 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合 権利の種類	市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別	
			登記簿	現 況				権利者の氏名 又は名称
	郡 町 市 村				m ²			
計		m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)						
4 転用計画	(1) 転用事由の詳細		農業用施設の名称			事由の詳細		
			(農業経営基盤強化促進法施行規則 第13条の2該当箇所： 号)					
	(2) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要		工事計画	着工	年月	日から	年月	日まで
			土地造成	名称	棟数	建築面積	所要面積	m ²
			建築物			m ²		
			小 計					
工 作 物								
小 計								
計								
5 権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他		
		設定 移転						
	土地所有者の同意の有無							
6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要								
7 その他参考となるべき事項								

(記載要領)

- 1 権利を設定または移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。その他、権利を設定または移転して農地を転用する場合かつ農用地区域内である場合は、_____部分の「および」は「並びに」変更して記載してください。
- 2 農業用施設を設置する者（＝申出者）が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2各号に規定する農業用施設を記載するとともに、()内に該当する号・番号を記載してください。
- 5 「権利を設定または移転して転用する場合の契約の内容」欄については、権利を設定または移転して転用する場合に記載してください。

検 討 結 果 通 知 書

申出者名

番 号
年 月 日
〇 〇 市 町 長
〇〇農業委員会会長

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって提出があった農地法施行規則第 29 条第 4 号および第 53 条第 4 号および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について検討した結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第 4 条第 1 項および農地法第 5 条第 1 項および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を要しないことを通知します。

当該農業用施設の利用を通じて、地域計画の達成に資するよう特段のご尽力をお願いします。

1 農業用施設を設置する者の氏名等	氏 名		住 所		
2 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
	権利の種類および設定または移転の別				
3 転用に係る農業用施設の名称	(農業経営基盤強化促進法施行規則第 13 条の 2 該当箇所： 号)				

(ご留意いただきたい事項)

- 1 都市計画法に基づく開発許可その他の法令に基づく許認可が必要となる場合がありますので、確認の上事業を進めてください。
- 2 申出書の記載と異なる転用事業を行った場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを認めていないため、当該規定に係る許可不要の適用外となり、農地法第 51 条第 1 項および農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 に基づく原状回復等の措置命令の対象となります。
中止する場合も含めて計画どおりに転用事業を行うことが困難となった場合は、速やかに農業委員会（市町村）に申し出て必要な指示を受けてください。
- 3 転用事業が完了したときは、その旨を農業委員会（市町村）にご連絡願います。

(記載要領)

権利を設定または移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。

様式第3-18号

農地法施行規則第29条第4号および第53条第4号および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討結果
に対する意見聴取について

年 月 日
番 号

福井県知事 様

〇 〇 市 町 長
〇〇農業委員会会長

別添のとおり、〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地法施行規則第29条第4号および第53条第4号および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書の提出があり、検討の結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第4条第1項および農地法第5条第1項および（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないものと判断されますので、この適否について意見を伺います。

（記載要領）

権利を設定または移転して転用する場合は_____部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は_____部分を追記してください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

農業委員会会長 様

年 月 日

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
	計	㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)							
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業または施設の概要								
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

記載上の注意

- (1) 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- (2) 「転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、事業または施設の種類、数量および面積、その事業または施設に係る取水または排水施設等について具体的に記入する。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

農業委員会会長 様

年 月 日
 譲受人氏名
 譲渡人氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の所在等	当事者の別		氏 名		住 所				
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計		㎡（田		㎡ 畑	㎡ 採草放牧地		㎡）	
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定移転の別	権利の設定移転の時期	権利の存続期間	そ の 他				
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
転用の目的に係る事業または施設の概要									
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

記載上の注意

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、をそれぞれ記載する。
- 譲渡人が2人以上である場合等には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1および別紙2のとおりとする。
- 「転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、事業または施設の種類、数量および面積、その事業または施設に係る取水または排水施設等について具体的に記入する。

(別紙1) 届出書の1の欄当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(別紙2) 届出書の2の欄届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

受 理 通 知 書

届 出 者 名

番 号
年 月 日
農業委員会会長

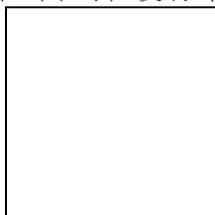
年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号（第5条第1項第6号）の規定による届出についてはこれを受理し、〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知する。

1 届出者の氏名、住所	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積
			登 記 簿	現 況	
					m ²
		権利の種類および 設定または移転の別			
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

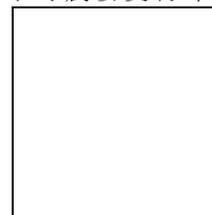
記載上の注意

- (1) 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- (2) 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

県（市町）受付印



市町農委受付印



工事進捗状況報告書

年 月 日

福井県知事
（市町長）様

住所（所在地）

氏名（名称）

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた件
について、下記のとおりその進捗状況を報告します。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在 面積 m²

2 転用目的

3 着工年月日 年 月 日

4 完了予定年月日 年 月 日

5 進捗状況（進捗率も記入すること。）

6 工事が休止中または遅延している場合

（1）理由

（2）今後の転用計画（年 月までに着工し、年 月までに完成予定など、今後の転用計画を詳細に記載すること。）

[注1] この報告書は、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

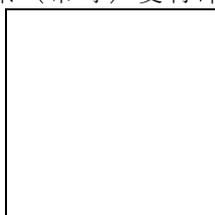
[注2] 許可に係る工事を完了したときは、「工事完了届」を遅滞なく管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

※農業委員会確認欄

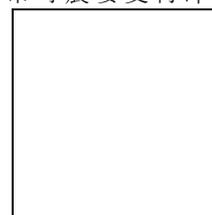
年 月 日現地確認

現地の状況等

県（市町）受付印



市町農委受付印



工 事 完 了 届
年 月 日

福井県知事 様
（市町長）

住所（所在地）

氏名（名称）

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた件
について、下記のとおり工事を完了したので届出ます。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在

面 積 m²

2 転用目的

3 着工年月日 年 月 日

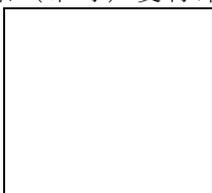
4 完了年月日 年 月 日

[注] この報告書は、許可に係る工事を完了したときに遅滞なく管轄市町農業委員会を經由し、知事に提出すること。

※農業委員会確認欄
現地の状況等

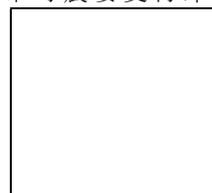
年 月 日現地確認

県（市町）受付印



進 捗 状 況 報 告 書
(一時転用用)

市町農委受付印



年 月 日

福井県知事
(市町長) 様

住所(所在地)

氏名(名称)

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた件について、下記のとおりその進捗状況を報告します。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在 面積 m²

2 転用目的

3 着工年月日 年 月 日

4 復元完了予定年月日 年 月 日

5 進捗状況（進捗率も記載すること。）または利用状況

6 工事が休止中または遅延している場合

(1) 理由

(2) 今後の計画

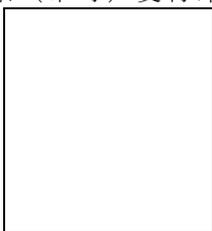
[注1] この報告書は、許可に係る農地の復元が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後およびその後1年ごとに管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

[注2] 農地に復元を完了したときは、「農地復元完了届」を遅滞なく管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

※農業委員会確認欄
現地の状況等

年 月 日現地確認

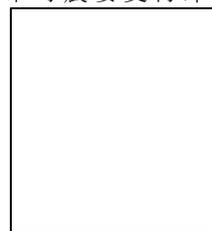
県（市町）受付印



農地復元完了届
(一時転用用)

年 月 日

市町農委受付印



福井県知事
(市町長) 様

住所(所在地)

氏名(名称)

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた件について、下記のとおり農地の復元を完了したので届出ます。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在

面積 m^2

2 転用目的

3 着工年月日 年 月 日

4 復元完了年月日 年 月 日

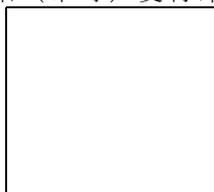
[注1] この報告書は、農地への復元が完了したときに遅滞なく管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

[注2] この報告書には、完了後の現場写真を添付すること。

※農業委員会確認欄
現地の状況等

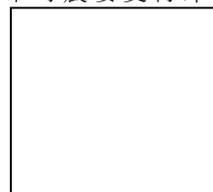
年 月 日現地確認

県（市町）受付印



進捗状況報告書
(砂利（土）採取を目的とした一時転用用)

市町農委受付印



年 月 日

福井県知事
(市町長) 様

住所(所在地)

氏名(名称)

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた砂利採取について、下記のとおりその進捗状況を報告します。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在 面積 m²

2 着工年月日 年 月 日

3 埋戻しおよび農地復元完了予定年月日 年 月 日

4 進捗状況（進捗率も記載すること。）

5 工事が休止中または遅延している場合

(1) 理由

(2) 今後の計画

[注1] この報告書は、本件許可の日から6か月を経過したときに管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

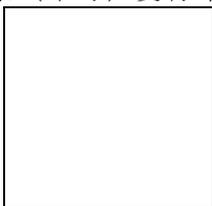
[注2] この報告書には、現在の現場写真を添付すること。

[注3] 埋戻しおよび農地復元工事が完了したときは、「埋戻しおよび農地復元完了届」を遅滞なく管轄市町農業委員会を経由し、知事に提出すること。

※農業委員会確認欄
現地の状況等

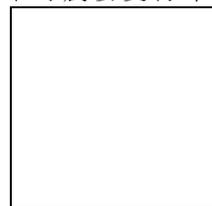
年 月 日現地確認

県（市町）受付印



埋戻しおよび農地復元完了届
(砂利(土)採取を目的とした一時転用)

市町農委受付印



年 月 日

福井県知事
(市町長)

様

住所(所在地)

氏名(名称)

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた砂利採取について、下記のとおり埋戻しおよび農地復元を完了したので届出ます。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在

面積 m^2

2 着工年月日 年 月 日

3 埋戻し完了年月日 年 月 日

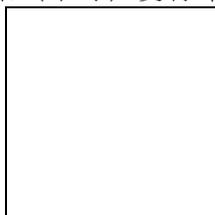
[注1] この報告書は、農地への復元が完了したときに遅滞なく管轄市町農業委員会を
経由し、知事に提出すること。

[注2] この報告書には、埋戻し中（各層ごと）および農地復元後の現場写真ならびに
地層断面図を添付すること。

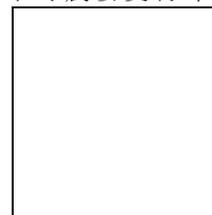
※農業委員会確認欄
現地状況等

年 月 日現地確認

県（市町）受付印



市町農委受付印



事業実施状況報告書

年 月 日

福井県知事 様
（市町長）

住所（所在地）

氏名（姓）

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた件
について、下記のとおりその事業実施状況を報告します。

記

1 土地の所在および面積

土地の所在

面積 m²

2 許可を受けた転用目的

3 完了報告年月日 年 月 日

4 報告時点

完了報告年月日から（6か月 12か月 18か月 24か月 30か月 36か月）目

5 4 報告時点の土地の利用状況

[注1] この報告書は、許可に係る工事完了の報告日から3年間、6か月ごとに遅滞なく管
轄市町農業委員会を經由し、知事に提出すること。

[注2] 3 完了報告年月日は、工事完了届（様式第6-2）の提出年月日を記載すること。

[注3] 4 報告時点は、該当する時期に○を付すこと。

※農業委員会確認欄
現地の状況等

年 月 日現地確認

転用遅滞案件等状況調査書

年 月 日

農業委員会

No.	転用事業者名				
土地の所在					
転用面積	m ²	転用目的			
許可年月日	年 月 日	許可番号	福井県指令（市町） 第 号		
現在の登記簿の地目		現況		現況が農地のと きは耕作の状況	
転用事業者への指導経過					

転用事業が遅延している等の事情の詳細					

今後の指導方針					

※措置記録（記入不要）					

農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について(年12月現在)

番号	処分庁名	許可年月日	土地の所在・地番	農地区分	許可 条項	面積 (㎡)	転用事業者(譲受人)		許可目的	事業期間		進捗率	進捗状況報告 年月日(最新)	口頭指導			文書指導		
							氏名・名称	職業・業種		着手時期	完了時期			実施年月日	内容	結果	実施年月日	内容	結果
	(記載例) 〇〇農業委員会	H20.1.15	〇〇市〇〇字〇〇12-34	第2種農地	5条	10,000	(株)〇〇	小売業	スーパーマーケット	H20.2.1	H20.10.30	20%	H25.11.11	H20.12.1 H21.12.15	転用計画どおり着工するよう指導	経済情勢の変化により着工の目処が立たないが、将来的には許可目的どおり着工する意向はあるとのこと	H22.12.10	転用計画通りの着工か事業承継者を探るか許可取消するか方針を平成23年中に決定するよう指導	転用目的どりの事業着手を基本とするが、事業承継者も模索してみること
	(記載例) 〇〇農業委員会	H18.6.30	〇〇町〇〇字〇〇567	第3種農地	5条	5,000	(有)〇〇	不動産業	住宅地造成	H18.7.1	H18.8.30	0%	H25.10.21	H18.11.8 H19.10.13 H20.3.24	転用計画どおり着工するか許可取消の申出を行うよう指導	住宅需要の低迷により当面着工は難しいが、需要の動向を見据えて着工していきたいとのこと	H22.7.14 H24.7.10	転用計画どおり着工するか許可取消の申出を行うよう指導	住宅需要の低迷により当面着工は難しいが、需要の動向を見据えて着工していきたいとのこと
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			

(記載要領)

- 本様式に記載する農地転用許可後の転用事業は、報告時点(毎年12月末)において、次の場合のいずれかに該当する事業を記載してください。
 - 事業計画に定められた転用事業の着手時期から3か月以上経過しても転用事業に着手していない場合
 - 事業計画に定められた事業期間の中間時点において、転用事業に着手されているものの、その進捗度が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合
 - 事業計画に定められた完了時期から3か月以上経過しても、転用事業が完了していない場合
- 「面積(㎡)」欄及び「進捗率」欄は整数で入力してください。
- 事業計画の変更に伴って再度転用許可を行っている場合には、最新の許可に係る内容を記載してください(その際には、「備考欄」に、当初の許可年月日や事業計画変更により変更のあった内容を記載ください。)
- 「許可条項」欄は、「4条」又は「5条」と記載ください。
- 「転用事業者(譲受人)」欄の「氏名・名称」欄について、個人の場合には、「個人」と記載しても差し支えありません。
- 「許可目的」欄は、住宅、工場、駐車場等その用途を具体的に記載してください。
- 「農地転用許可後の転用事業の促進措置の実施状況及び内容等」欄について、
 - 同様の促進措置を複数回実施した場合(例えば、文書指導を複数回実施した場合等)には、行を追加する等により、全ての措置の実施状況等を記載してください。
 - 「内容」欄及び「結果」欄は、転用事業者(譲受人)に対して行った促進措置の内容及びその結果を記載してください。

年 月 日

様

住所（所在地）

転用事業者氏名(名称)

工事進捗状況報告書

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地転用許可を受けた転用事業に係る工事について、年 月現在の履行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 転用地の所在地 _____
- 2 転用目的 _____
- 3 事業面積 _____
- 4 工事の履行状況 _____
(進捗率を記載すること。) _____
- 5 工事未着工、工事休止中または工事が遅延している場合は、その理由

- 6 今後の転用計画 _____
* 年 月に着工し、年 月までに _____
完成予定など、今後の転用計画を詳 _____
細に記載すること。 _____

県（市町）受付印	農地転用事業計画変更申請書						市町農委受付印		
	年 月 日								
	福井県知事 （市町長） 様								
<p>申請人 住所 氏名</p> <p>年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地法第 条第 1 項 の規定による許可を受けた転用計画を変更したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
1 事業計画 変更の概要									
2 変更前の 事業計画に より転用許 可を受けた 土地	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 (㎡)	旧所有者氏名	その他
					登記簿	現 況			
	計 ㎡（田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）								
3 事業計画 変更をしよ うとする土 地	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有者氏名	その他
					登記簿	現 況			
	計 ㎡（田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）								
4 変更前の事業計画に従っ た事業の実施状況									

5 変更前の事業計画どおり事業を遂行できない理由									
6 事業計画 変更の内容	変更前の事業計画				変更後の事業計画				
	転用目的								
	権利の種類								
	工事計画								
	区分	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
	土地造成								
	建築物								
工作物									
計									
7 変更後の事業計画に係る必要事業費および資金調達計画	必要経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費 建築費等 合計	円 円 円 円	資金内訳	自己資金 借入金 その他 合計	円 円 円 円			
8 変更後の事業計画に係る取水・排水計画									
9 変更後の転用事業によって生ずる付近の農地・作物等の被害防除施設の概要									
10 変更後の事業計画が変更前の事業計画に比し同等またはそれ以上の緊急性および必要性のある理由									
11 変更後の事業計画に係るその他参考となるべき事項									

(注) 当該欄に記入できない場合は、別紙(様式自由)に記載する。

県（市町）受付印	農地転用事業計画変更申請書				市町農委受付印				
	年 月 日								
	福井県知事 （市町長） 様								
<p>（甲）当初計画者 住所 氏名</p> <p>（乙）事業承継者 住所 氏名</p> <p>年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地法第 条第 1 項の規定により許可を受けた甲の転用計画を下記により乙の転用計画に変更したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
1 事業計画 変更の概要									
2 甲の事業 計画により 転用許可を 受けた土地	市町	大字	字	地番	地 目	面 積 (㎡)	旧所有者氏名	その他	
					登記簿				現 況
	計 ㎡（田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）								
3 事業計画 変更をしようとする土地	市町	大字	字	地番	地 目	面 積 (㎡)	所有者氏名	その他	
					登記簿				現 況
	計 ㎡（田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）								
4 甲の事業計画に従った事業の実施状況									

5	甲が事業計画どおり事業を遂行できない理由									
6	事業計画変更の内容		甲の事業計画				乙の事業計画			
	転用目的									
	権利の種類									
	工事計画									
	区分	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	
	土地造成									
	建築物									
工作物										
	計									
7	乙の事業計画に係る必要事業費および資金調達計画	必要経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費 建築費等 合計	円 円 円 円	資金内訳	自己資金 借入金 その他 合計	円 円 円 円			
8	乙の事業計画に係る取水・排水計画									
9	乙の転用事業によって生ずる付近の農地・作物等の被害防除施設の概要									
10	乙の事業計画が甲の事業計画に比し同等またはそれ以上の緊急性および必要性のある理由									
11	乙の事業計画に係るその他参考となるべき事項									

(注) 当該欄に記入できない場合は、別紙(様式自由)に記載する。

県（市町）受付印	農地転用事業計画変更申請書						市町農委受付印		
	年 月 日								
	福井県知事 （市町長） 様								
<p>（甲）譲受人（借人）住所 氏名</p> <p>（乙）譲渡人（貸人）住所 氏名</p> <p>年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地法第 条第 1 項の規定により許可を受けた転用計画を下記により変更したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
1 事業計画 変更の概要									
2 変更前の 事業計画に より転用許 可を受けた 土地	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 (㎡)	旧所有者氏名	その他
					登記簿	現 況			
	計		㎡（田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡）
3 事業計画 変更をしよ うとする土 地	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有者氏名	その他
					登記簿	現 況			
	計		㎡（田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡）
4 変更前の事業計画に従った事業の実施状況									
5 変更前の事業計画どおり事業が遂行できない理由									

6 事業計画 変更の内容	変更前の事業計画				変更後の事業計画				
	転用目的								
	権利の種類								
	工事計画								
	区分	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
	土地造成								
	建築物								
	工作物								
計									
7 変更後の事業計画に係る 必要事業費および資金調達 計画	必要経費	土地購入(賃借)費等 埋立整地基礎費 建築費等 合計			円 円 円 円	資金内訳	自己資金 借入金 その他 合計		円 円 円 円
8 変更後の事業計画に係る 取水・排水計画									
9 変更後の転用事業によっ て生ずる付近の農地・作物 等の被害防除施設の概要									
10 変更後の事業計画が変更 前の事業計画に比し同等ま たはそれ以上の緊急性およ び必要性のある理由									
11 変更後の事業計画に係る その他参考となるべき事項									

(注) 当該欄に記入できない場合は、別紙(様式自由)に記載する。

農地転用事業計画変更申請に係る意見書

年 月 日
農業委員会

		住 所		氏 名		備 考		
当初計画者								
事業承継者								
許可事項		許可年月日	年 月 日	許可番号福井県(市町)指令 第 号				
		土地の所在および面積	市町村 大字 字 番外 筆 計 m ²					
		設定または移ししようとする権利の種類						
変更計画		申請しようとする土地	市町村 大字 字 番外 筆 計 m ²					
		計 画 面 積		転用目的				
		工 事 計 画	着工	年 月 日	完了	年 月 日		
		設定または移ししようとする権利の種類						
農地転用許可基準からみた意見	1 許可の取消処分を行っても、旧所有者によって農地として、有効に利用すると認められない理由		農地転用許可基準からみた意見	1 農地の区分と転用目的	農地区分	第 種農地		
				該当条項	改正通知第4の1の () の の		適 当 ・ 不 適 当	
				2 資力および信用	適 当 ・ 不 適 当			
				3 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意状況	有 り ・ な し			
				4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確 実 ・ 不 確 実			
				5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実 ・ 不 確 実			
				6 農地以外の自分の土地の利用見込み	確 実 ・ 不 確 実			
				7 計画面積の妥当性	適 当 ・ 不 適 当			
				8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適 当 ・ 不 適 当			
				9 周辺の農地に係る営農条件への支障の有無	有 り ・ な し			
				10 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保への支障の有無	有 り ・ な し			
				11 一時転用である場合はその妥当性	適 当 ・ 不 適 当			
	12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了 ・ 未 了						
6 許可地の現況		農地性の有無		有 ・ 無				
変更承認に当たり留意すべき事項								

農地法第18条第1項第4号の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権を解除するので、農地法第18条第1項第4号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

農業委員会会長

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。
なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日
年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を福井県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市（町）を被告として（訴訟において〇〇市（町）を代表する者は〇〇市（町）農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

福井県知事 様

申請者 氏名
(名称および代表者氏名)

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

下記土地について賃貸借の〇〇をしたいので、農地法第18条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者の別	氏名(名称)	現住所	備考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目および面積等

所在番地	地目		面積 (㎡)	利用 状況	耕作 (利 年 用 数)	備考
	登記簿	現況				

3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の をしようとする事由の詳細 (※空欄には解約、解除等該当用語を記入すること)

5 賃貸借の をしようとする日 年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期 年 月 日

7 賃借人の生計（経営）の状況および賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農地の面積									採草放牧地の面積			備 考	
	自作地			借入地			貸付地			貸付地 以外の 所有地	借 入 地	貸 付 地		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計					
賃貸人													山林 宅地	アール m ²
賃借人													山林 宅地	アール m ²

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類とその数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員等（構成員）状況

	世帯員等 （構成員） 〔15歳以 上のもの〕 氏 名	年 齢	世帯員等（構成員）就業等の状況（○印を付す）			備 考
			農 業 従事者	農業以外の業務を 兼ねるもの	農業外の職業従 事者	
賃 貸 人						

8 賃貸借の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離作料 支給土地 の面積	毛上補償		離作補償		代地補償		備 考
			10アール 当たり	総量	10アール 当たり	総量	地目	面積	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4および5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 3 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 4 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあつては固定資産税額、市町民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 5 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行った年月日および信託契約終了年月日を記載してください。

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

年 月 日

農業委員会（知事受付 年 月 日 号）

土地区分	農 地	採草放牧地	申請提出期限当否判定	申請受付	年 月 日		市町農業委員会の意見	決定・年月日			
目的区分	耕作目的	転用目的		相手方通知予定	年 月 日			却 下	不 許 可		
申請区分	合 意	賃貸人		賃借人	契約期間満了	年 月 日		第2項第1号該当	第2号 第4条第5条意見提出		
解 除					土地引渡希望	年 月 日			第2号 該当	年 月 日 意見書第 号	
解 約					期間の定め のあるもの	同左一 時賃貸		期間の定め のないもの		第3号 該当	
更新拒絶									当	否	当
条件を変更しなければ更新拒絶								無条件許可			
								条件付許可			

		申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見	
第18条第2項該当審査事項	第 1 号				
	第 2 号				
	第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか			
		賃貸人は第3者に賃貸または売却するおそれはないか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
	第 4 号				
	第 5 号	農地所有適格法人の要件を欠いていないか			
		賃貸人は第3者に賃貸または売却するおそれはないか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか			
賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか					
第 6 号					
(備 考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知 事 の 決 定 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
		指 令 接 受 年 月 日			
		本 人 通 知 年 月 日			

福井県農業委員会ネットワーク機構（県機構）の見解

(記載要領)

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農地所有適格法人である場合には、当該農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった年月日または賃貸人が農地所有適格法人の構成員でなくなった年月日もしくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日および信託契約終了年月日を記載する。

住 所
氏 名 様

福井県知事

年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所
氏 名
賃借人 住 所
氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可または却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下記理由により許可しません。」または「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載する。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 福井県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、または条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第 255 条の 2 の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法第 19 条第 2 項に規定する事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、福井県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号北陸農政局長に提出してください。

- 2 この処分については上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は 福井県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農業委員会会長 様

通知者（賃貸人） 住所
氏名
通知者（賃借人） 住所
氏名

農地法第18条第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

（注） 空欄には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等、該当する用語を記入すること。（合意解約の場合は、「通知者氏名」のところに当事者双方が連署する。）

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名（名 称）	現 住 所
賃 貸 人		
賃 借 人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積	備 考
		登記簿	現況		
				m ²	

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 年 月 日
 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 年 月 日
 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 年 月 日
 賃貸借の合意による解約をした日 年 月 日

6 土地の引渡しの時期 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 記3については、別紙賃貸借契約書写しのとおりと記載し、賃貸借契約書の写しを添付する。
- 4 記5については、該当事項にその年月日を記入するが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日およびその合意による解約をした日の双方に記入すること。

年 月 日

〇〇農業委員会 御中

申立人 住 所

氏 名

和解の仲介申立書

1 相手方の住所および氏名または名称

2 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 申立ての趣旨

4 紛争の経過の概要

5 その他参考となるべき事項

(注 1) 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名または名称および住所（法人にあってはその代表者の氏名）ならびに利害関係を「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。

(注 2) 法人である場合は住所は主たる事務所の所在地と、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和 解 の 仲 介 申 立 調 書

- 1 申立ての年月日

- 2 申立人の住所および氏名

- 3 相手方の住所および氏名

- 4 紛争に係る土地の表示

- 5 申立ての趣旨

- 6 紛争の経過の概要

- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申 立 人	住 所
	氏 名
調書作成者	氏 名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

年 月 日

(申立人および被申立人) 住所

氏名 様

〇〇農業委員会会長

和解の仲介の開始通知書

下記 1 に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行うこととし、農地法第 25 条第 2 項の規定に基づきその仲介委員を下記 2 のとおり指名したので通知します。

なお、今後、この事件に係る仲介手続は、同法第 25 条第 2 項の規定により仲介委員が行うこととなりますから、御了知ください。

記

1 事件名および当事者の氏名

年仲介第 号〇〇〇〇〇請求事件

申立人 氏 名

被申立人 氏 名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員 氏 名

〃 氏 名

〃 氏 名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

番 号
年 月 日

福井県知事 様

〇〇〇農業委員会会長

和解の仲介の開始通知書

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行うため、下記 2 のとおり仲介委員を指名したので通知します。

記

- 1 事件名および当事者の氏名
年仲介第 号〇〇〇〇〇請求事件
申立人 氏 名
被申立人 氏 名

- 2 指名した仲介委員の氏名
農業委員 氏 名
" 氏 名
" 氏 名

- 3 紛争の概要
(別紙申立書写しのとおり)

- 4 その他参考となるべき事項

(記載要領)

法人である場合は、氏名は法人の名称および代表者の氏名を記載する。

番 号
年 月 日

福井県知事 様

〇〇農業委員会会長

和解の仲介の申出書

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件については、下記 2 の理由により当農業委員会において和解の仲介を行うことが困難（または不適當）と認められるので、貴職において、和解の仲介を行われたく、申立書を添え、農地法第 25 条第 1 項ただし書の規定による申出をします。

記

1 事件名および当事者の氏名

年仲介第	号〇〇〇〇〇請求事件
申立人	氏名
被申立人	氏名

2 申出をする理由

3 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 申立書または申立調書および申立人の同意書を添付する。
- 2 法人である場合は、氏名は法人の名称および代表者の氏名を記載する。

年 月 日

(申立人、被申立人および参加人) 住所
氏名 様

〇〇農業委員会
仲介委員 氏 名

和解の仲介期日等の通知書

年仲介第 号〇〇〇〇〇請求事件(申立人 、被申立人
)に係る和解の仲介を、下記により行いますので、御出頭願います。 な
お、やむを得ない理由により当日出頭できないときは、代理人を出頭させることも可能
ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

- 1 和解の仲介の期日
年 月 日 時より
- 2 和解の仲介を行う場所
- 3 その他必要な事項

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

年 月 日

(申立人、被申立人および参加人) 住所

氏名 様

〇〇農業委員会

仲介委員 氏 名

和解の仲介の打切り決定通知書

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行ってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定したから、通知します。

記

年仲介第 号〇〇〇〇〇請求事件

申立人 氏 名

被申立人 氏 名

参加人 氏 名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

年 月 日

(被申立人および参加人) 住所
氏名

様

〇〇農業委員会

仲介委員 氏 名

和解の仲介申立ての取下通知書

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下
げがありましたので、通知します。

記

年仲介第 号〇〇〇〇〇請求事件

申立人 氏 名

被申立人 氏 名

参加人 氏 名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者
の氏名をそれぞれ記載する。

番 号
年 月 日

福井県知事 様

〇〇農業委員会会長

和解の仲介結果通知書

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

1 事件名および当事者の氏名

年仲介第 号〇〇〇〇〇請求事件
申立人 氏 名
被申立人 氏 名
参加人 氏 名

2 和解の仲介の終了の期日

年 月 日

3 和解の仲介結果

和解成立（または和解不成立もしくは取下げ）

（注）和解成立の場合には、和解調書の写しを添付すること。

（記載要領）

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称および代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書の写しを添付する。

和解の仲介申立簿

事 件 番 号	年 仲 介 第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
事 件 名	
申立人の住所氏名	
被申立人の住所氏名	
参加人の住所氏名	
仲介委員の氏名	
仲介の結果	年 月 日〇〇〇〇
備 考	

- (注) (1) 事件番号は、暦年ごとに一連番号とすること。
- (2) 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」「賃借料減額請求事件」等と記載すること。
- (3) 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」「和解不成立」および「取下げ」の区分により記載すること。
- (4) その申立てに係る紛争が農地法第 25 条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行わない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日および「却下」と記載しておくこと。
- (5) 農業委員会が福井県知事に対して農地法第 25 条第 1 項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日および「知事へ移送」と記載しておくこと。
- (6) 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載すること。

和 解 調 書

申 立 人 住 所
氏 名

被 申 立 人 住 所
氏 名

参 加 人 住 所
氏 名

上記当事者間の 年福井県仲介第 号 事件について
年 月 日午前 時に において
午後

福井県小作主事

が出席の上、仲介を行ったところ

申 立 人

被 申 立 人

参 加 人

がそれぞれ出頭し、当事者双方は下記のとおり和解した。

和解条項

1

2

3

4

5

以上の条項を関係人に読み聞かせたところ承諾した。

年 月 日

申 立 人
被 申 立 人
福井県小作主事

和 解 調 書

申立人 住所
氏名
被申立人 住所
氏名
参加人 住所
氏名

上記当事者間の 年福井県仲介第 号 事件について
年 月 日午前 時に において
午後

仲介主任 仲介委員 氏 名
" 氏 名
" 氏 名
〇〇農業委員会
職 氏 名

が出席の上、仲介を行ったところ

申立人
被申立人
参加人

がそれぞれ出頭し、当事者双方は下記のとおり和解した。

和 解 条 項

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

以上の事項を関係人に読み聞かせたところ承諾した。

年 月 日

〇〇〇農業委員会
仲介主任 仲介委員
"
"
申立人
被申立人
〇〇〇農業委員会
職

(和解調書記載の留意事項) ※様式第8-11号、第8-12号関係

- 1 関係物件を別紙に記載する場合は、目録として物件の所在、地番、地目、地積を表示すること。
- 2 和解の仲介の場所は、具体的に記載すること。
- 3 和解条項は、当事者の権利義務に係る事項を正確かつ明確に表示すること。

[和解条項の記載例]

- 一 当事者双方は、両者間の〇〇市〇〇字〇〇番の田、〇〇㎡の土地（以下、「本件農地」という。）についての賃貸借契約を本日解約する。
 - 二 相手方は、申立人に対し、本件農地を〇〇年〇月〇日限り、第三項第二号の金員の支払を受けるのと引換えに明け渡す。
 - 三 申立人は、相手方に対し、離作補償として金〇〇万円を次のとおり支払う。
 - (一) 〇〇年〇月〇日限り金〇〇万円
 - (二) 〇〇年〇月〇日限り第二項の明渡しと引換えに金〇〇万円
 - 四 申立人は、相手方に対し、第二項の明渡し猶予期間までの賃借料および賃借料相当損害金の支払義務を免除する。
 - 五 当事者双方は、本和解条項に定めるほか、本件賃貸借契約に関しては、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
-
- 4 和解調書末尾には、仲介人、紛争当事者等がそれぞれ署名または記名押印すること。
 - 5 和解調書に訂正事項がある場合は、調書欄外に訂正内容を記載し（例えば○字抹消、○字加入）その箇所に仲介主任および紛争当事者双方が訂正印を押印すること。
 - 6 和解調書が2葉以上になる場合は、各葉間に仲介主任および紛争当事者双方が契印すること。（調書目録間も同じ。）

和解の仲介記録簿

1 事件の概要

事件番号	年 仲介第 号
申立年月日	年 月 日
申立人の住所および氏名	住所 氏名
相手方の住所および氏名	住所 氏名
紛争の概要	

(注) 「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみの記載としてよい。

2 申立に対する処理

受理	当事者への開始通知	年 月 日		
	知事への開始通知	年 月 日		
	仲介委員名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	年 月 日	理由	
却下	理由			

(注) 「知事への申出」および「却下」の場合は、3以下の記載不要

3 仲介の経過

期日・場所	出席者		仲介の概要
年月日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		
	年月日 (場所)	仲介委員	
当事者		申立人	
		相手方	
利害関係人			

期日・場所

期日・場所	出席者		仲介の概要
年 月 日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		
年 月 日 (場所)	仲介委員		
	当事者	申立人	
		相手方	
	利害関係人		

(小作主事の意見を求めた場合のみ)

4 小作主事の意見

意見聴取年月日	年 月 日
小作主事の所属氏名	
意見方法	口頭・書面・その他
意見要旨	

(注) 書面により意見が述べられたときは、記載を省略してさしつかえない。なお、意見書を本記録簿に編綴しておくものとする。

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内 容	
---------------	-----	--

6 知事への結果通知年月日 年 月 日

(注) この様式は、農業委員会が行う和解の仲介についての記録簿の様式であるが、農業委員会が介入した紛争で和解の仲介に至らないものおよび都道府県の小作主事その他の職員による和解の仲介にあってもこの様式に準じて記録すること。

番 号
年 月 日

違反転用者 様

農業委員会会長

指導書（または通知書等）

あなたは、次のとおり農地法第51条第1項第 号に該当しているので、直ちに
（ ）を停止し（、農地に復元し）てください。
（なお、復元でき次第、当委員会あて報告してください。）
（なお、今後の措置については、当委員会と十分相談してください。）

	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	違反時の現況		
違反転用に係る土地の所在、地番、地目および面積					m ²	
農地法第51条に該当する内容およびその理由						

記載注意

- (1) 事情により適宜修正して使用する。
- (2) 必要により、関連条文等の写しを添付する。
- (3) 必要により、違反転用者への送付には、配達証明郵便等を使用する。

違反転用事案報告書

福井県知事または市町長 様

農業委員会会長

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	違反転用発生日	年 月 日		
違反転用の内容					
違反転用に 関係する土 地の所在等	土地の所在	地番	地 目 登記簿 現況	面積	
違反転用に 係る関係者 の氏名、住 所および職 業	関係者の種類	氏名および名称	住 所	職 業	備 考
	土地所有者				
	一般承継人				
	転得者				
	工事請負人				
	工事下請人				
転用許可処 分の内容	許可年月日				
	許可権者				
	許可に係る転用目的				
	許可に付した条件				
	許可を受けた転用 事業者の氏名、住 所および職業	氏 名	住 所	職 業	
違反転用に 至るまでの 経過					

付近の農林水産業または生活環境への被害の状況					
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合は、その手続等および調整状況					
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域または農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域または市街化調整区域、工場立地の調査等に関する法律に基づく調査対象団地、その他の土地利用計画との関連および影響の有無について記載する。)				
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積	施行時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					

(添付書類)

- 1 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)
- 2 位置図および周辺状況図
- 3 現場写真

番 号
年 月 日

違反転用者 様

福井県知事または市町長

勸 告 書

あなたは、次のとおり、農地法第51条第1項第 号に該当しているので、〇〇年〇〇月〇〇日までに工事その他の行為を停止してください。

(原状回復その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告します。)

(を撤去し、それ以前の状態に回復するよう勧告します。)

(また、この勧告に基づくあなたの処置についての意思(実施期限を含む。)を 年 月 日までに文書により回答してください。)

なお、期日までにこの勧告に応じない場合は、同項による処分(命令)をすることがありますので、申し添えます。

	土地の所在	地番	地 目		面積	備考
			登 記 簿	現 況		
違法行為に係る土地の所在等						
法第51条第1項に該当する内容およびその理由						

記載注意

- (1) 括弧内等は一例であり、事情により適宜修正して使用する。
- (2) 必要により、関連条文等の写しを添付する。
- (3) 原則として、違反転用者への送付には、配達証明郵便等を使用する。

様式第9-4号

処 分 書

番 号
年 月 日

違反転用者 様

福井県知事または市町長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

命 令 書

番第 号
年 月 日

違反転用者 様

福井県知事または市町長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為または 講ずべき原状回復等の 措置の内容	
原状回復等の措置の履 行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行期限までに完了することができなかつたときは、その理由および原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出してください。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくこの命令に従わなかつたときは、農地法第51条第3項の規定により「命令に従わなかつた旨」、「命令に係る違反転用に関係する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名(法人の場合はその名称および代表者の氏名)」について公表することがあります。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、または講ずる見込みがないときは、農地法第51条第4項の規定により原状回復等の措置の全部または一部を当職において行うことがあります。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部または一部を行った場合には、その費用をあなた(御社)から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

年 月 日

福井県知事（市町長） 様
（ 農業委員会長 様）

住 所
氏 名

農地法第51条第1項第 号に基づく勧告（処分・命令）後の
履行状況報告について

さきに、農地法第51条第1項第 号の規定により是正勧告（処分・命令）を受けた土地
の履行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 勧告（処分・命令）年月日
- 2 勧告（処分・命令）番号
- 3 違反行為に係る土地の所在
- 4 違反行為に係る土地の地目、地積
- 5 違反行為の内容
- 6 勧告（処分・命令）の履行状況

勧告（処分・命令） の内容	履 行 状 況		
	履行着工年月日 （または予定年月日）	履行完了年月日 （または予定年月日）	履行進捗率 %

- （注） 1 勧告、処分、命令の履行状況は、記6に記入するとともにその概要を必要に応じて
是正図、写真等を添付すること。
- 2 是正処置が当初計画どおり進捗していない場合（遅延または未着手）は、その理由
および今後の見通しを詳細に記載すること。
- 3 知事の処分、命令に対する本報告は、農業委員会を経由して2部（県中山間農業・
畜産課（または嶺南振興局）、農業委員会）を提出すること。

違反転用処理台帳（農地法第51条関係）

番号	土地の表示				転用発生 年月日お よび内容	適用 条項	所有者（転用者）（および関係人）					処 理 経 過			
	所在	地番	地目	面積 (㎡)			住 所	氏 名	住 所	氏 名	農委勧告	履行状況	知事へ 報告	処分または 命令	履行 状況
											年 月 日	年 月 日	年 月 日		

違反転用事案総括表

整理番号	市 町 村 名	報 告 年 月 日	違反転用者名	違 反 内 容	備 考

違 反 転 用 台 帳

農業委員会名		違反転用報告年月日		違反転用発生年月日		違反転用に 至るまでの経過	
		年 月 日		年 月 日			
違反転用の内容							
農地法第51条第1項第 号該当 (概要)						処 理 経 過	
違反転用に係る土地							
所 在	地 目	面 積	備 考				
土地の所有者			違反転用者および関係人			措 置 方 針	
住 所	氏 名	職 業	住 所	氏 名	職 業		
許 可 処 分 等							
許 可 年 月 日	転 用 目 的	許可に附した条件	転用事業者				
土 地 利 用 と の 関 係						そ の 他 参 考 事 項	
調整区域、農用地区域、土地改良事業、開拓事業							

農地法第51条第3項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

年 月 日

福井県知事または市町長

農地法第51条第1項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったもので、同条第3項の規定によりその旨および当該命令に係る土地の地番等について公表します。

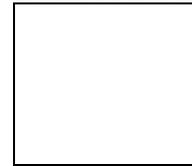
命令に係る違反転用 に 関係する土地の所 在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
命令に係る違反転用 の内容					
命令の内容等	命令を行った日	年 月 日			
	履 行 期 限	年 月 日			
	命令を行った原状回復等 の措置の内容				
命令を受けた者の 氏名					

(記載要領)

命令を受けた者が法人である場合には、「命令を受けた者の氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。

買受適格証明願
年 月 日

農業委員会会長 様



出願人 住所
氏名

下記のとおり農地の競（公）売に参加したいので、最高価買受申出人または買受人となった場合は、農地法第3条の規定による許可を得られるものであることの証明をお願いします。

1 競（公）買を希望する土地の所在等	所在	字	地番	地目		面積	所有者	耕作者	備考
				登記簿	現況				
計		m ² （田		m ² ・畑		m ² ・採草放牧地		m ² ）	
2 競（公）買を希望する事由の詳細									
3 出願人およびその世帯員が現に耕作または養畜の事業に供している自作地、貸付地ならびにこれらの者の所有する小作地の面積ならびに自家労力および家畜、農機具の所有状況	土地	地目	田	畑	計	採草放牧地	山林	その他	
		自作地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		借入地							
		貸付地							
	世帯員	氏名	年令	続柄	耕作従事の有無	氏名	年令	続柄	耕作従事の有無
	家畜	役馬	役牛	乳牛	豚	山羊	鶏	その他	
農機具	田植機	コンバイン	トラクター	耕うん機	脱穀機	籾摺機	その他		
4 入札期間	年 月 日～ 月 日（売却決定期日 月 日）								
5 特別売却実施期間	年 月 日～ 月 日								
6 その他参考事項									

買 受 適 格 証 明 願

年 月 日

農業委員会会長 様

出願人 住所
氏名

下記のとおり農地の競（公）売に参加したいので、最高価買受申出人または買受人となった場合は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理を得られるものであることの証明をお願いします。

1 競（公）買を希望する土地の所在等	所在	字	地番	地 目		面積	所有者	耕作者	備考		
				登記簿	現況						
	計		m ² （田	m ² ・畑	m ² ・採草放牧地	m ² ）					
2 転用の目的											
3 転用事由の詳細											
4 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期 (着工年月日～年月日まで)				第2期 (着工年月日～年月日まで)				合計	
		名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積
	土地造成			m ²				m ²			m ²
	建造物			m ²				m ²			m ²
	計			m ²	m ²			m ²	m ²	m ²	m ²
5 入札期間	年 月 日～ 年 月 日(売却決定期日 年 月 日)										
6 特別売却実施期間	年 月 日～ 年 月 日										

<p>7 資金の調達に ついての計画</p>	<table> <tr> <td>総事業費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 内 自己資金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 借入金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> (借入先</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地造成費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 建物建築費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> 工作物建設費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>円</td> </tr> </table>	総事業費	円	内 自己資金	円	借入金	円	(借入先)	事業費内訳		土地造成費	円	建物建築費	円	工作物建設費	円	その他	円
総事業費	円																		
内 自己資金	円																		
借入金	円																		
(借入先)																		
事業費内訳																			
土地造成費	円																		
建物建築費	円																		
工作物建設費	円																		
その他	円																		
<p>8 転用すること によって生ずる 付近の土地、作 物、家畜等の被 害防除施設の 概要</p>																			
<p>9 その他参考と なるべき事項</p>																			

様式第10-3号

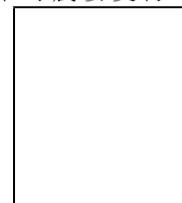
県（市町）受付印

市町農委受付印



買受適格証明願

年 月 日



福井県知事
(市町長)

様

出願人 住所
氏名

下記のとおり農地の競（公）売に参加したいので、最高価買受申出人または買受人となった場合は、農地法第5条第1項の規定による許可を得られるものであることの証明をお願いします。

1 競（公）買を希望する土地の所在等	所在	字	地番	地目		面積	所有者	耕作者	備考		
				登記簿	現況						
	計			m ² （田	m ² ・畑	m ² ・採草放牧地			m ² ）		
2 転用の目的											
3 転用事由の詳細											
4 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期 (着工年月日～年月日まで)				第2期 (着工年月日～年月日まで)				合計	
		名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積
	土地造成			m ²				m ²			m ²
	建造物			m ²				m ²			m ²
計			m ²	m ²			m ²	m ²		m ²	m ²
5 入札期間	年 月 日～ 年 月 日(売却決定期日 年 月 日)										
6 特別売却実施期間	年 月 日～ 年 月 日										
7 資金の調達についての計画	総事業費 円 内 自己資金 円 借入金 円 (借入先)										

買受適格証明書

第 号
年 月 日

出願人

様

福井県知事
(市町長) 印
(農業委員会会長)

あなたは、下記農地について農地法第3条(第5条)の買受適格を有することを証明します。

ただし、本証明書の有効期限は、 年 月 日の特別売却実施期間最終日(期間入札で適法な入札があり、特別売却がない場合は、期間入札の売却決定期日である 年 月 日)までとします。

記

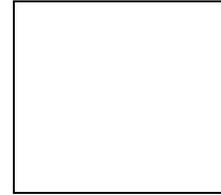
	所 在	字	地 番	地 目		面 積	備 考
				登記簿	現況		
土 地 の 表 示							

様式第11-1号

県（市町）受付印



市町農委受付印



年 月 日

福井県知事

（市町長）

様

（法第3条の場合は、農業委員会会長）

申請者 住所

氏名

（法第3条、第5条の場合は原則連署）

農地法第 条許可申請の取下げ申請書

年 月 日付で申請した農地法第 条許可申請については、下記により
取下げを申請します。

記

土地の表示

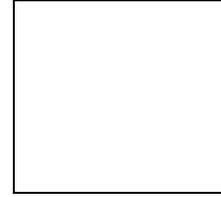
取下げ理由

様式第11-2号

県（市町）受付印



市町農委受付印



年 月 日

福井県知事

（市町長）

様

（法第3条の場合は、農業委員会会長）

申請者 住所

氏名

（法第3条、第5条の場合は原則連署）

農地法第 条許可の取消し申請書

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地法第 条許可を受けましたが、下記により取消しを申請します。

記

土地の表示

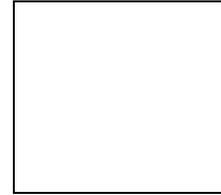
理 由

様式第11-3号

県（市町）受付印



市町農委受付印



年 月 日

福井県知事

（市町長）

様

（法第3条の場合は、農業委員会会長）

申請者 住所

氏名

農地法第 条許可指令書の訂正申請書

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地法第 条許可を受けましたが、下記により許可指令書の訂正を申請します。

記

土地の表示

訂正箇所 正誤

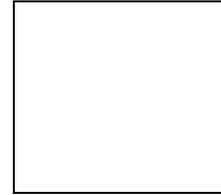
訂正理由

様式第11-4号

県（市町）受付印



市町農委受付印



年 月 日

福井県知事

（市町長）

様

（法第3条の場合は、農業委員会会長）

申請者 住所

氏名

農地法第 条許可の取り消されていない旨の証明申請書

年 月 日付け福井県（市町）指令 第 号で農地法第 条許可を受けましたが、下記により許可の取り消されていない旨の証明を申請します。

記

土地の表示

申請理由

現況証明申請書

年 月 日

農業委員会会長 様

申請人 住所
氏名

下記土地について証明願います。

記

土地の所在	地番	地目		面積 m ²	証明を必要とする理由
		登記簿	現況		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇農業委員会会長

印

(注) 「現況」欄は「非農地」または「農地」と記入する。

現地調査報告書

農業委員会事務局職員	職	氏 名	印
農業委員氏名			
調査日時	年 月 日 時 分～ 時 分		
現況の詳細			
基準の該当事項 (○で囲む。)	(1)	(2)	(3) (4)
参考事項			
判定(○で囲む。)	農地でない 農地である		

収 入
印 紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人および賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人および賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。） 住所
氏名

賃借人（以下乙という。） 住所
氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日まで〇〇年間とする。

(2) 甲または乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額および支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸または譲渡

乙は、本人またはその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、または賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕および改良

(1) 目的物の修繕および改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行うことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行うことができる。

(4) 修繕費または改良費の負担または償還は、別表2に定めたものを除き、民法および土地改良法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)および(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

8 目的物の返還および立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。
- (2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。
- (3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

9 一部滅失等による借賃の減額等

- (1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- (2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

10 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

11 この賃貸借契約に附随する権利または義務

12 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

13 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、または別々に契約することが不適當な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番および地目または種類、面積および数量ならびにこれらの借賃の額、支払時期および支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積または土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごとまたは一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕および改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分および補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 6 経費の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利または義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費または改良費の負担に係る特約事項

修繕または改良の工事名	賃貸人および賃借人の 費用に関する支払区分 の内容	賃借人の支払額について の賃貸人の償還すべき額 および方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

収 入
印 紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書（解除条件付契約）

賃貸人および賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人および賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。）住所
氏名

賃借人（以下乙という。）住所
氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日まで〇〇年間とする。

(2) 甲または乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額および支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸または譲渡

乙は、本人またはその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、または賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕および改良

(1) 目的物の修繕および改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行うことができる。

(4) 修繕費または改良費の負担または償還は、別表2に定めたものを除き、民法および土地改良法に従う。

8 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。

(3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4) 租税以外の公課等で(2)および(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

(1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。

(2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。この場合において、乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。

(3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

(4) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 一部滅失等による借賃の減額等

(1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

(2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

11 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

12 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

13 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

14 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、または別々に契約することが不適當な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番および地目または種類、面積および数量ならびにこれらの借賃の額、支払時期および支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積または土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条および第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごとまたは一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕および改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分および補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経費の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利または義務」欄には、この賃貸借契約に付随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費または改良費の負担に係る特約事項

修繕または改良の工事名	賃貸人および借借人の 費用に関する支払区分 の内容	借借人の支払額について の賃貸人の償還すべき額 および方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

利用意向調査書

年 月 日

住所

氏名 様

農業委員会会長

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」（注1）に必要事項を記入の上、〇月〇日（注2）までに同封の返送用封筒または電子メールにて返信してください。

（注1） 則第74条に定める別記様式

（注2） 1月末までの範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税および都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額および都市計画税額が増えることとなります。

(1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

(2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6月を経過した日においても、これらの権利の設定または移転が行われていないとき。

(3) 農業上の利用を行う意思がないとき。

(4) 本通知発出日から起算して6月を経過した日においても意思の表明がないとき。なお、上記に該当する場合でも、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(備考)

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 3 電子メールにて返信する場合は、xxxx@xxxx.lg.jp 宛て送信してください。

別添

農地における利用の意向について

年 月 日

住所
氏名
電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（⑤の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

- ① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：〇〇）が行う農地中間管理事業を利用します。（注1）
- ② 当該農地について、農地利用集積円滑化団体（団体名：〇〇）が行う農地所有者代理事業を利用します。（注2）
- ③ 当該農地について、自ら所有権の移転または賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定もしくは移転を行います。
- ④ 自ら耕作します。
- ⑤ その他

（注1）農業振興区域内の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（注2）市街化区域外のみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について

年 月 日

住所

氏名 様

農業委員会会長

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、遊休農地又はそのおそれのある農地であって、農地法第 32 条第 3 項の規定による探索を行ってもなお所有者等（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について 2 分の 1 を超える持分を有する者）が確知できない場合には、農業委員会による公示、都道府県知事による裁定を経て農地中間管理機構に利用権を設定することが可能となる措置が講じられています。

下記の農地については、所有者等を直ちに確知することができなかつたことから、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 20 条において準用する同令第 18 条に基づき、不確知所有者等に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が当該農地に関する所有権等の権利の共有持分を有する可能性があることが分かつたことから本書類をお送りしております。

つきましては、貴殿が所有権等の共有持分を有する場合には、その旨を別紙により〇月〇日（※）までに御返信ください（期日までに御返信がない場合には確知できなかったものとして取り扱わせていただきます）。

なお、本書類による探索を行ってもなお 2 分の 1 を超える持分を有する者が確知できない場合には、農地法第 32 条の規定に基づく公示、第 41 条に基づく知事の裁定を経て最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があります。

また、本探索によって 2 分の 1 を超える持分を有する者が確知できた場合には、確知できた所有者等に対し、農地法第 32 条に基づく利用意向調査を行うこととなります。

記

[農地の所在等]

農地の所在・地番	地目	面積（㎡）

（備考）

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 ※については、書面の送付後 2 週間を経過した日を記載してください。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について（回答）

年 月 日

農業委員会会長 様

住所 :

氏名 :

私は、○年○月○日付けで○○農業委員会会長から照会があった下記農地について、所有者等の共有持分を有する者であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

公 示

下記農地は農地法第 3 2 条第 1 項第○号又は第 3 3 条第 1 項に該当する農地であるので、同法 3 2 条第 3 項（同法第 3 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 3 2 条 又は第 3 3 条の 該当条項等	農地の所有 者等の情報

- 農地法第 3 2 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 農地法第 3 2 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
- 農地法第 3 3 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第 3 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 3 3 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 3 2 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 3 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 4 1 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 3 2 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について福井県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

（記載要領）

- 1 記の 1 の「農地法第 3 2 条又は第 3 3 条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第 3 2 条第 1 項各号又は法第 3 3 条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の 1 の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

公示した旨の通知

年 月 日

住所

氏名 様

農業委員会会長

下記農地は、〇年〇月〇日付けで行った利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）もの（※）と判断がなされました。

しかしながら、当該農地の所有権または所有権以外の権原について二分の一を超える持ち分を有する者を確知できなかったため、別添のとおり公示しましたのでその旨通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第 3 2 条または第 3 3 条の該当条項等	農地の所有者等の情報

農地法第 3 2 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 3 2 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 3 3 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示があった日から起算して 2 月以内にその農地またはその農地について、申出がなかった場合には、農地法第 4 1 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 3 2 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について福井県知事の裁定により利用権の設定が行われることがありますので、申し添えます。

（記載要領）

- 1 下線部について、公示した農地が農地法第 3 3 条第 1 項に該当する場合は、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法第 3 3 条第 1 項に該当する農地」と記載する。
- 2 記の 1 については公示内容に準じて記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

年 月 日

農業委員会会長 様

住所：

氏名：

農地法第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 権原を証する書類 (別添)

- (1)
- (2)
- (3)

(記載要領)

- 1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称および代表者の氏名を記載してください。
- 3 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利 (賃借権等) の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称および代表者の氏名を記載してください。

農地法施行規則第 78 条第 2 号に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の農地について、農地法施行規則第 78 条第 2 号の規定に基づき、耕作の事業の継続が困難であって、農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する農地法第 32 条第 3 項の規定による公示が必要である旨を申し出ます。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	登記名義人 (※1)	登記名義人と申請者 との関係 (※2)

(注) (※1)、(※2)については分かる範囲で記載して下さい。

相続人関係図等を添付することも可能です。

(記載要領)

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(備考)

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 「農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する農地法第 32 条第 3 項の規定による公示」とは、当該農地について、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等（その農地が相続等により共有状態になっている場合には、2 分の 1 を超える持分を有する者）を確知することができないときに、その旨を公示するものです。

この公示によっても所有者等が確知することができない場合には、都道府県知事の裁定を経て、農地中間管理機構が当該農地の利用権を取得することがあります。

農地法施行規則第 78 条第 3 号に該当する旨の通知

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

下記農地について、農地法施行規則第 78 条第 3 号に該当することから通知します。

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 権利の内容

内容	始期	終期	所有者の住所・氏名・電話番号

3 その他参考となるべき事項

(留意事項)

この通知を受けた農業委員会は、「農地法の運用について」第 3 の 3 の (2) のアの (ア) による調査を実施し、その結果、所有者又はその相続人を確知できない場合は、農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する法第 32 条第 3 項の規定による公示を実施すること。

(記載要領)

記の 3 の「その他参考となるべき事項」には、権利を設定した農地の所有者又はその者が死亡している場合はその相続人との連絡状況や、農地中間管理機構が行ったそれらの者の居所・所在の調査の内容等、農業委員会が「農地法の運用について」第 3 の 3 の (2) のアの (ア) による調査を行う際に参考となるべきことを記載する。

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名 様

農業委員会会長

農地法第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所：

電話番号：

(記載要領)

- 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称および代表者の氏名を記載する。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（貸借権等）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称および代表者の氏名を記載する。

勧告書

年 月 日

住所

氏名 様

農業委員会会長

農地法第 36 条第 1 項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第 36 条第 1 項第〇号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構の名称：
主たる事務所の所在地：
電話番号：

(留意事項)

勧告があった日から起算して 2 月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。
この勧告に対する問合せ先は次のとおりです。

農業委員会の連絡先

電話番号：

担当者名：

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 記の 2 の「勧告の理由」については、当該農地に対してこれまで実施した利用状況調査や利用意向調査の概要やそれに対する所有者等の対応状況等、勧告に至る経緯を具体的に記載すること。

農地法第 36 条第 1 項に基づく勧告を行った旨の通知書

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名 様
(農地の所有者氏名 様)

農業委員会会長

下記農地の所有者等に対して、農地法第 36 条第 1 項の規定に基づき勧告したので、同条第 2 項に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名・電話番号

2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。

3 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の 1 の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の 2 を削る。
- 3 記の 3 の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

福井県知事 様

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名

年 月 日に、農地法第 36 条第 1 項の規定に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2 月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（または協議を行うことができなかった）ので、同法第 37 条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始 期	存続期間	借 賃	支払方法

5 農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すると認められる理由

6 その他参考となる事項

(記載要領)

所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地中間管理権の設定の裁定に関する通知書

年 月 日

住所

氏名 様

福井県知事

下記農地については、農地法第 37 条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定が申請されたので、同法第 38 条第 1 項の規定に基づき通知します。

なお、年 月 日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

3 農地の利用の現況

4 農地中間管理機構の利用計画の内容の詳細

5 農地中間管理機構の希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

6 その他参考となる事項

(記載要領)

- 様式第 14-12 号 (農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書) を添付する。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書

年 月 日

福井県知事 様

住所
氏名

年 月 日付けの通知について、農地法第 38 条第 1 項の規定に基づき意見書を、下記のとおり提出します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地 目	面積 (㎡)

2 権利の種類および内容

種 類	内 容

3 農地の利用の状況および利用計画

4 農地を現に耕作の目的に供していない理由

5 意見の趣旨およびその理由

6 農地中間管理機構との協議が調わず、または協議を行うことができない理由

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 提出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の 2 の「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。

農地中間管理権の裁定通知書

番 年 月 日 号

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名 様

福井県知事

年 月 日付けで農地法第 37 条の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定の申請のあった下記の農地について、同法第 39 条第 1 項の規定により農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第 40 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地 目	面積 (㎡)

2 農地中間管理権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借 賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

農地中間管理権の裁定通知書

番 年 月 日

住所

氏名 様

福井県知事

農地法第 39 条第 1 項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第 40 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名 様

農業委員会会長

農地法第 3 2 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等からの申出がなかったため、同法第 4 1 条第 1 項に基づき通知します。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 3 2 条 または第 3 3 条 の該当条項等	農地の所有者 等の情報

農地法第 3 2 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 3 2 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 3 3 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、または不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

(記載要領)

- 1 「農地法第 3 2 条または第 3 3 条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第 32 条第 1 項各号または法第 3 3 条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

利用権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

福井県知事 様

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者名

農地法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 記の 1 の「所有者等の情報」欄には、農地法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく農業委員会からの通知（様式第 14-15 号）の情報等を記載する。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

利用権の裁定通知書

番 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称および代表者氏名 様

福井県知事

年 月 日付けで農地法第 4 1 条第 1 項による所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請のあった下記農地について、同項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地 目	面積 (㎡)

2 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

4 当該農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを福井県知事に提出してください。

(記載要領)

- 1 権利の存続期間は 40 年以内とする。
- 2 記の 4 の「当該農地の所有者等の情報」には、農地法第 3 2 条第 3 項に基づく公示（様式第 1 4 - 3 号）の情報等を記載する。

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 4 1 条第 3 項の規定に基づき公告する。

年 月 日

福井県知事

記

1 農地の所在等

所在・地番	地 目	面積 (㎡)

2 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

4 農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託すること。

6 その他

農地の所有者等は〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）において、補償金の還付を受けることができる。

(記載要領)

- 1 権利の存続期間は 40 年以内とする。
- 2 記の 4 の「農地の所有者等の情報」には、農地法第 3 2 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく公示（様式第 14-3 号）の情報等を記載する。

措置命令書

番
年 月 日

住所

氏名 様

市町長

下記の農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されていないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（または生じるおそれがあるため）、農地法第 4 2 条第 1 項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限

年 月 日

4 命令を行う理由

(留意事項)

- 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないときまたは講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部または一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 本命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処されます（農地法第 6 6 条）。

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町長に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体もしくは財団であ

る場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町を被告として(訴訟において市町を代表する者は市町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称および代表者の氏名をそれぞれ記載する。

福井県知事
市町長 様

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 8 項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都 道		郡		町		番地		
	府 県		市		村				
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
			登記簿	現況					
	郡 町 市 村				m ²				
	計		m ² (田	m ² 、畑	m ²)				
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途		事由の詳細					
	(2) 施設の利用期間	年 月 日から 年間							
	(3) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第 1 期 (着工 年月日から年月日まで)			第 2 期	合 計		
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積
		土地造成	/	/	/	m ²	/	/	m ²
		建 築 物			m ²			m ²	
小 計		/							
工 作 物									
小 計	/								
計	/								
4 予算措置等の状況									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
6 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載する。

福井県知事
市町長 様

協議者名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 4 項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所						
	譲受人		都道	郡	町	番地			
			府県	市	村				
	譲渡人		都道	郡	町	番地			
			府県	市	村				
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名または名称		
	郡 町				m ²				
	市 村								
	計			m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)		
3 転用計画	(1)転用の目的	(2)権利を設定しまたは移転しようとする理由の詳細							
	(3)施設の利用期間	年 月 日から 年間							
	(4)転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第 1 期(着工 年月日から年月日まで)				第 2 期	合 計	
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積
		土地造成	/	/	/	m ²	/	/	m ²
		建築物	/	/	m ²	/	/	m ²	/
		小 計	/	/	/	/	/	/	/
工作物		/	/	/	/	/	/	/	
小 計	/	/	/	/	/	/	/		
計	/	/	/	/	/	/	/		
4 権利を設定しまたは移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
		設定	移転						
5 予算措置等の状況									
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
7 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 譲渡人が 2 人以上である場合には、協議書の 1 および 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 および別紙 2 のとおりとする。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域またはこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名または名称	
					m ²			
計 筆		m ² (田		m ² 、畑		m ² 、採草放牧地		m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

提出先：

法定協議事前調整申出書							
			申出年月日		年 月 日		
			申出者名				
1 事業計画者	住所		担当者および電話番号				
2 当該計画に係る事業目的				申出に係る権利	(所有権の移転・・・・)		
3 候補地の概要	所 在	都府 市町 大字 道県 郡村					
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離および市街化区域、市街化調整区域またはその他の区域の別)					
	地目別面積 (概要でも可)	田	畑	小 計	採草放牧地	そ の 他	合 計
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の数量および数量(概要)							
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合 計
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
		建 物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²
	工 作 物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	
	排水予定地		排水処理方法		排水日量		
道路等関係施設計画							
5 当該土地を選定した理由および選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯および理由を明らかにすること)						
6 候補地に関する土地改良事業	事業施行者		事業の種類		候補地に関する面積 m ²		
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外				
	都市計画法第8条の地域、地区の決定		地域地区の種類				
		決定なし					
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

(記載要領)

- 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

- 事業計画地を表示(事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示)した縮尺 1/10,000 程度以上の図面(縮尺 1/25,000 以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)
 - なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。
 - 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - 計画地の周辺(おおむね直径 1 km 以内の範囲)の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域および都市計画街路の範囲
- 建設計画に係る建物または工作物の配置計画図(縮尺 1/500~1/2,000)(申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- その他参考となるべき資料

様式第17-4号

第 号
年 月 日

協議者名 様

福井県知事
市町長

農地法第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく協議に関する事前調整について（回答）

年 月 日付で農地法（昭和27年法律第229号）第4条第8項（第5条第4項）の規定に基づく協議（以下「本協議」という。）に関する事前調整の申出のあった候補地の選定はやむを得ないものと認められます。

なお、本書面をもって本協議が成立するものではないことから、本協議が成立する前に、事前調整に係る申出地について所有権等の権利を設定しまたは移転し非農地化することのないように留意してください。

また、本協議がなされた場合には、農地法第4条第6項（第5条第2項）第3号および第4号ならびに農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条（第57条）各号に規定する基準について審査した結果、これらの基準が充足されないと判断される場合には本協議が不成立となる場合がありますので、念のため申し添えます。

[参考]

申出の内容	転用候補地	福井県 市・町 番 外 筆		
	権利の種類	例：所有権	移転・設定の別	例：移転
	農地面積	例：50,000 m ²		
	転用目的	例：学校の建設、病院の建設		

様式第17-5号

第 年 月 日

協議者名 様

福井県知事
市町長

農地法第4条第8項(第5条第4項)の規定に基づく協議について(回答)

年 月 日付であった農地法(昭和27年法律第229号)第4条第8項(第5条第4項)の規定による協議については、下記により成立(不成立)と決定したので通知する。

記

1 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		

2 権利の種類および権利の設定・移転の別
例：所有権の移転、賃借権の設定

3 用途
例：学校の建設、病院の建設

4 協議成立における留意事項

- (1) 協議書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 協議成立に係る工事が完了するまでの間、協議成立の日から3か月後およびその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、協議成立に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

(注) 4については、協議不成立の場合には記載しない。